

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

本事業では、事業により想定される環境影響を踏まえ、新発田市を関係地方公共団体とした。

事業実施想定区域及びその周囲の概況の調査範囲は、関係地方公共団体である新発田市を基本とし、事業により想定される環境影響を踏まえ、環境影響評価方法書における「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び結果の手法」の検討に当たり必要と考えられる範囲として、項目ごとに図面等で示した範囲を対象とした。

3.1 自然的状況

3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象

(a) 気象の状況

事業実施想定区域及びその周囲の気象観測所は、南西側約 13km に「瓢湖地域気象観測所」、南東側約 10km に「赤谷地域気象観測所」、北側約 18km に「中条地域気象観測所」がある。その概要は表 3.1-1 に、位置は図 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1 気象観測所一覧

名称	所在地	緯度・経度	海面上 の高さ	風速計 の高さ	温度計 の高さ	測定項目
瓢湖地域気象観測所	阿賀野市中島字諏訪前	緯度 37° 50.0′ 経度 139° 14.2′	9m	－	－	・降水量
赤谷地域気象観測所	新発田市上赤谷字大檀原	緯度 37° 50.1′ 経度 139° 24.9′	135m	－	－	・降水量
中条地域気象観測所	胎内市清水	緯度 38° 4.6′ 経度 139° 23.3′	14m	9.9m	2.5m	・気温 ・風向 ・風速 ・降水量 ・相対湿度 ・日照時間

出典：「地域気象観測所一覧（2026 年 3 月 24 日現在）」（気象庁 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/kaisetsu.html>）、2026 年 4 月確認

瓢湖地域気象観測所における 2014 年～2025 年の地上気象観測結果は、表 3.1-2(1)に示すとおりである。瓢湖地域気象観測所における 2014 年～2025 年の地上気象観測結果によれば、年の降水量は 1,902.6mm となっている。

表 3.1-2(1) 瓢湖地域気象観測所における 2014 年～2025 年の地上気象観測結果

要素	年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
降水量(mm)	1,902.6	207.2	109.2	97.1	108.9	95.6	96.7	204.7	171.2	164.7	158.2	205.8	283.4

注1 「降水量」の「年間値」は、2014 年～2025 年までの各月の平均値を合計したものとした。

出典：「過去の気象データダウンロード」（気象庁 HP <https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>）、2026 年 4 月確認

赤谷地域気象観測所における 1996 年～2025 年の地上気象観測結果は、表 3.1-2(2) に示すとおりである。赤谷地域気象観測所における 1996 年～2025 年の地上気象観測結果によれば、年の降水量は 3,341.4mm となっている。

表 3.1-2(2) 赤谷地域気象観測所における 1996 年～2025 年の地上気象観測結果

要素	年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
降水量(mm)	3,341.4	406.1	262.3	225.3	175.4	152.0	193.3	336.5	254.4	216.6	250.0	390.0	479.5

注1 「降水量」の「年間値」は、1996 年～2025 年までの各月の平均値を合計したものとした。

出典：「過去の気象データダウンロード」（気象庁 HP <https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>）、2026 年 4 月確認

中条地域気象観測所における 1996 年～2025 年の地上気象観測結果は、表 3.1-2(3) に示すとおりである。中条地域気象観測所における 1996 年～2025 年の地上気象観測結果によれば、年の平均気温は 14.0℃、平均風速は 2.0m/s、最多風向は南南西、降水量は 2,346.3mm となっている。

表 3.1-2(3) 中条地域気象観測所における 1996 年～2025 年の地上気象観測結果

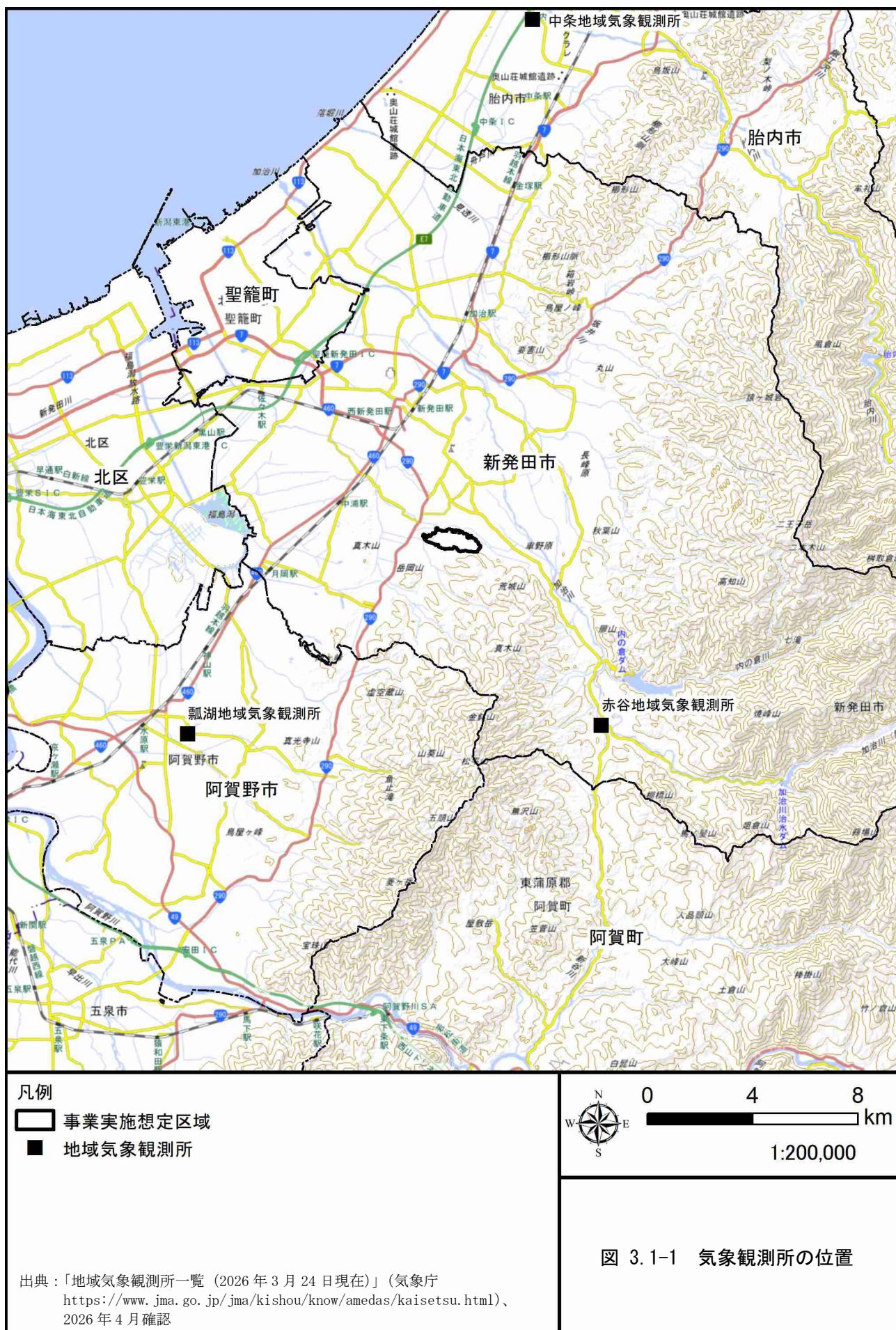
要素	年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均気温(℃)	14.0	2.3	2.6	6.1	11.5	17.1	21.3	25.3	26.8	22.8	16.4	10.6	5.1
日最高気温(℃)	18.1	4.9	5.8	10.4	16.4	22.1	25.7	29.4	31.3	27.3	20.9	14.6	8.2
日最低気温(℃)	10.3	-0.2	-0.4	2.0	6.7	12.4	17.3	21.9	23.0	19.0	12.4	6.7	2.2
降水量(mm)	2,346.3	261.0	157.8	140.0	119.3	129.5	145.4	235.6	200.7	183.8	194.9	260.0	318.3
日照時間(時間)	1,464.7	32.4	55.4	118.3	161.7	186.8	164.9	154.7	194.6	152.0	127.5	77.8	38.8
降雪量(cm)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均風速(m/s)	2.0	2.9	2.7	2.3	2.0	1.7	1.5	1.5	1.4	1.4	1.6	2.0	2.8
最多風向	南南西	南南西	南南西	南南西	南南西	南南西	南南西	南南西	東	東	南南西	南南西	南南西

※ 「平均気温」、「日最高気温」、「日最低気温」及び「平均風速」の「年間値」は、1996 年～2025 年までの各月の平均値を平均したものとした。

注1 「最多風向」は、30 年間で月ごとに最も多い風向を月の最多風向とし、月の最多風向の中で最も多く確認された方位を「最多風向」の「年間値」とした。

注2 「降水量」、「日照時間」の「年間値」は、1996 年～2025 年までの各月の平均値を合計したものとした。

出典：「過去の気象データダウンロード」（気象庁 HP <https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>）、2026 年 4 月確認



(2) 大気質

(a) 大気質の状況

「詳細版 新潟県の環境＜現状と対策＞令和 7 年版」（2025 年、新潟県）によると、新潟県及び新潟市が一般環境測定局及び自動車排出ガス測定局を設置（県 14 局・新潟市 25 局）しており、常時監視測定が実施されている。新発田市では、一般環境大気測定局で、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び光化学オキシダントについて常時監視測定が実施されている。新潟県では二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化硫黄、有害大気汚染物質についてすべての測定局で環境基準を達成したが、光化学オキシダントについて全測定局で環境基準値（1 時間値）を超えることがあり、環境基準は非達成であった。新発田市では浮遊粒子状物質、微小粒子状物質について環境基準を達成したが、光化学オキシダントについて環境基準は非達成であった。

なお、新潟県内における大気質の概況（2024 年度）は表 3.1-3 に、新発田市内における大気の概況は表 3.1-4 に、新発田市の一般環境大気測定局は図 3.1-2 に示すとおりである。

表 3.1-3 新潟県内における大気質の概況（2024 年度）

項 目	概 況
二酸化窒素（NO ₂ ）	二酸化窒素は、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局（県 10 局（非有効測定局 2 局を除く）・新潟市 7 局）の常時監視結果として、すべての測定局で環境基準を達成した。
浮遊粒子状物質（SPM）	浮遊粒子状物質は、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局（県 12 局・新潟市 5 局）の常時監視結果として、すべての測定局で環境基準を達成した。
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	微小粒子状物質は、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局（県 6 局・新潟市 11 局）の常時監視結果として、すべての測定局で環境基準を達成した。また、PM _{2.5} 濃度が高くなると予想された場合の注意喚起の発令はなかった。
光化学オキシダント（O _x ）	光化学オキシダントは、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局（県 13 局・新潟市 10 局）の常時監視結果として、全測定局で環境基準値（1 時間値）を超えることがあり、環境基準は非達成であった。また、光化学スモッグ注意報発令はなかった。
二酸化硫黄（SO ₂ ）	二酸化硫黄は、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局（県 7 局・新潟市 4 局）の常時監視結果として、すべての測定局で環境基準を達成した。
有害大気汚染物質	国は、有害大気汚染物質に該当する可能性がある 248 種の物質を選び、そのうち健康リスクがある程度高いと考えられる 23 種の優先取組物質のうち、公定分析法が示された 21 物質について、新潟県内 14 地点で調査を実施した結果、すべての地点で指針値未満であった。

出典：「詳細版 新潟県の環境＜現状と対策＞令和 7 年版」（2025 年、新潟県）

表 3.1-4 新発田市内における大気の概況（2024 年度）

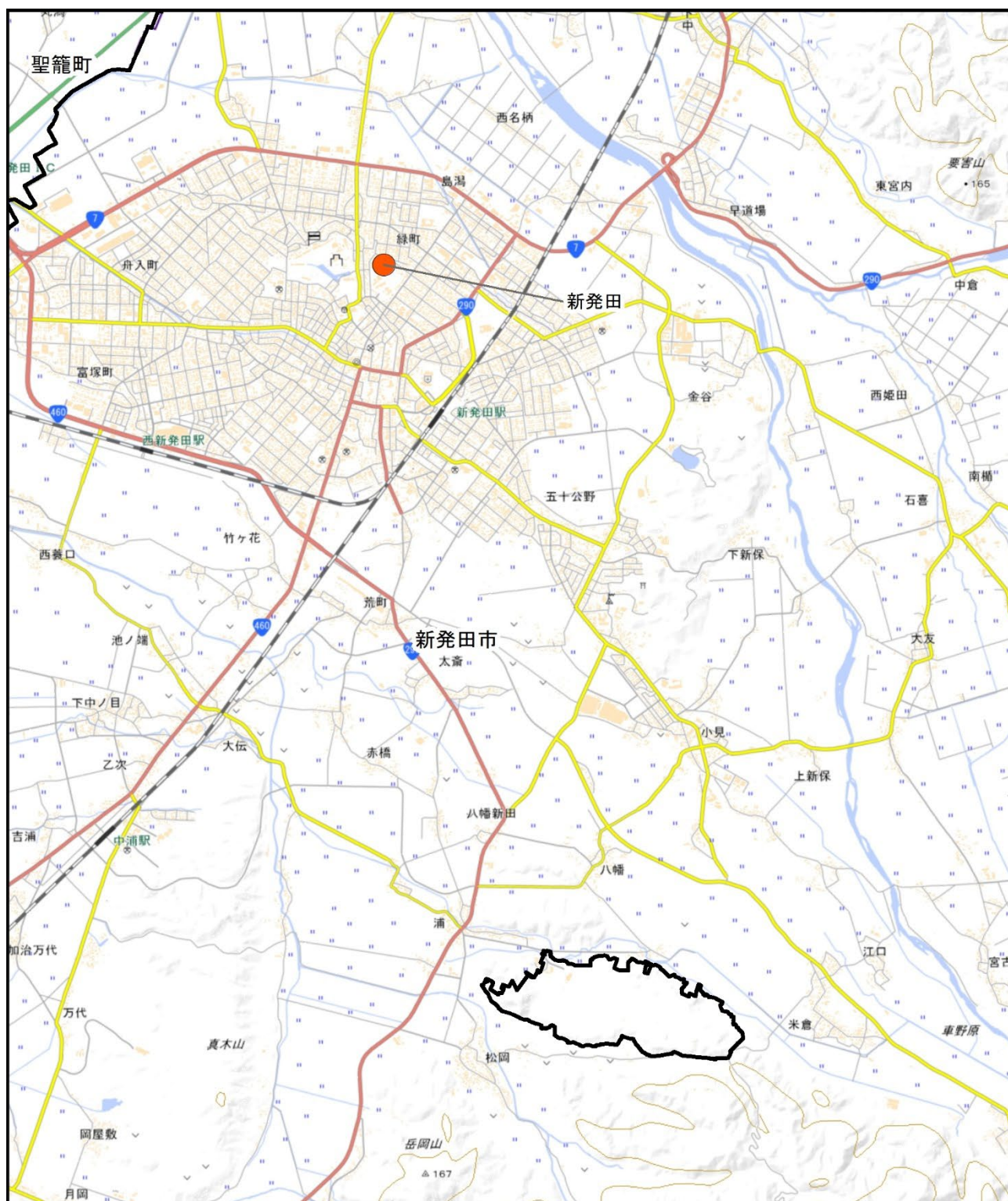
測定局	浮遊粒子状物質（SPM）		微小粒子状物質（PM _{2.5} ）		光化学オキシダント（O _x ）	
	年平均値 （mg/m ³ ）	環境基準達成 状況	年平均値 （μg/m ³ ）	環境基準達成 状況	昼間の 1 時間 値の年平均値 （ppm）	環境基準達成 状況
新発田	0.009	○	8.9	○	0.038	×

出典：「詳細版 新潟県の環境＜現状と対策＞令和 7 年版」（2025 年、新潟県）

(b) 大気汚染に係る苦情の発生状況

新発田市では、大気汚染に係る苦情の発生件数は、2024 年度において 2 件であった。

出典：「新発田・村上 令和 6 年度健康福祉環境の現況-5」（新潟県 HP
https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shibata_kenkou/r6genkyo5.html）、2026 年 4 月確認



凡例

- 事業実施想定区域
- 一般環境大気測定局



0 1 2 km
1:50,000

図 3.1-2 新発田市の
一般環境大気測定局

出典：「大気汚染の常時監視について」（新潟県 HP
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1216836082281.html>）、2026 年 7 月確認

(3) 騒音

(a) 騒音の状況

新発田市では騒音に係る環境基準の類型指定を行っており、常時監視を実施している。

道路に面する地域以外の地域における一般環境騒音の測定結果は表 3.1-5 に、道路に面する地域における自動車交通騒音の測定結果は表 3.1-6 に、新発田市における一般環境騒音及び自動車交通騒音の測定位置は図 3.1-3 に示すとおりである。一般環境騒音の測定結果では、「新発田市舟入町」、「新発田市新栄町」及び「新発田市大伝」において夜間に環境基準の超過が確認された。自動車交通騒音の測定結果では「市道中央町・向中条線」及び「市道西新発田・五十公野線」において昼間及び夜間に、「主要地方道新潟新発田村上線」において昼間に環境基準の超過が確認された。

表 3.1-5 一般環境騒音の測定結果（2024 年度）

一連 番号	測定場所	用途地域	類型	環境基準との比較 (L_{eq})					
				昼 間 (6～22 時)			夜 間 (22～6 時)		
				等価騒音 レベル (dB)	環境基準 (dB)	判定※	等価騒音 レベル (dB)	環境基準 (dB)	判定※
47	新発田市舟入町	2 種中高	A	47	55 以下	○	46	45 以下	▲
48	新発田市住吉町	1 種中高	A	44		○	39		○
49	新発田市五十公野	1 種低層	A	47		○	36		○
50	新発田市御幸町	1 種住居	B	44		○	37		○
51	新発田市新栄町	1 種住居	B	47		○	47		▲
52	新発田市中央町	1 種住居	B	53		○	45		○
53	新発田市新富町	準工業	C	50	60 以下	○	41	50 以下	○
54	新発田市諏訪町	商業	C	45		○	43		○
55	新発田市大伝	未指定	C	60		○	54		▲

※ ○印は環境基準を達成したもの、▲印は環境基準を超過したもの

※ 用途地域についての説明は以下のとおりである。

- ・ 1 種低層 第一種低層住居専用住宅 : 低層住宅用の地域で、小規模な店舗、店舗併用住宅、小中学校などが建築可能。
- ・ 1 種中高 第一種中高層住居専用地域 : 中高層住宅用の地域で、病院、大学、500m² までの一定のお店などが建築可能。
- ・ 2 種中高 第二種中高層住居専用地域 : 主に中高層住宅用の地域で、病院、大学、1,500m² までの一定の店舗や事務所などが建築可能。
- ・ 第一種住居 第一種住居地域 : 住居の環境を守るための地域で、3,000m² までの店舗、事務所、ホテルが建築可能。
- ・ 準工業 準工業地域 : 主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域で、危険性、環境悪化が大きい工場を除いたほとんどの建物は建築可能。
- ・ 商業 商業地域 : 銀行、映画館、飲食店、百貨店等が集まる地域で、住宅や小規模の工場も建築可能。
- ・ 未指定 用途地域の指定のない区域 : 都市計画区域内だが、市街化区域でも市街化調整区域でもない場所。

出典：令和 6 年度 一般環境騒音・自動車交通騒音調査結果(新潟県 HP

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1208797289826.html>）、2026 年 4 月確認

表 3.1-6 自動車交通騒音の測定結果（2024 年度）

一連 番号	路線名	測定場所	用途 地域	類型	環境基準との比較 (L_{eq})					
					昼 間 (6～22 時)			夜 間 (22～6 時)		
					等価騒音 レベル (dB)	環境基準 (dB)	判定※	等価騒音 レベル (dB)	環境基準 (dB)	判定※
86	県道網代浜・新 発田線	新発田市 舟入町①	2 種中 高	A	62	70 以下	○	52	55 以下	○
87	市道中央町・向 中条線	新発田市 中央町	2 種中 高	A	63	60 以下	▲	56		▲
88	市道新発田・ 五十公野線	新発田市 舟入町②	2 種低 層	A	67		▲	58		▲
89	県道月岡停車 場・月岡線	新発田市 本田丁	1 種住 居	B	53	70 以下	○	48	60 以下	○
90	市道新発田駅・ 下新町線	新発田市 御幸町	2 種住 居	B	58	65 以下	○	46		○
91	主要地方道新発 田・紫雲寺線	新発田市 川尻	未指 定	B	65	70 以下	○	56		○
92	一般国道 290 号 線	新発田市 本町①	近隣 商業	C	62		○	54	65 以下	○
93	主要地方道新 潟・新発田・村 上線	新発田市 稲荷岡	未指 定	OC	63		○	55		○
94	一般国道 460 号 線	新発田市 大伝	未指 定	C	68		○	60		○
95	一般国道 290 号	新発田市 荒町	未指 定	B	62		○	49		○
96	主要地方道新潟 新発田村上線	新発田市 佐々木大 栄町	準工 業	C	71		▲	62		○
97	一般県道米倉板 山新発田線	新発田市 東新町	1 種住 居	B	59		○	50		○
98	一般県道米倉板 山新発田線	新発田市 本町②	準工 業	C	61		○	52		○
99	一般国道 290 号	新発田市 新富町	1 種中 高	B	65		○	56		○

※ ○印は環境基準を達成したもの、▲印は環境基準を超過したもの

出典：令和 6 年度 一般環境騒音・自動車交通騒音調査結果(新潟県 HP

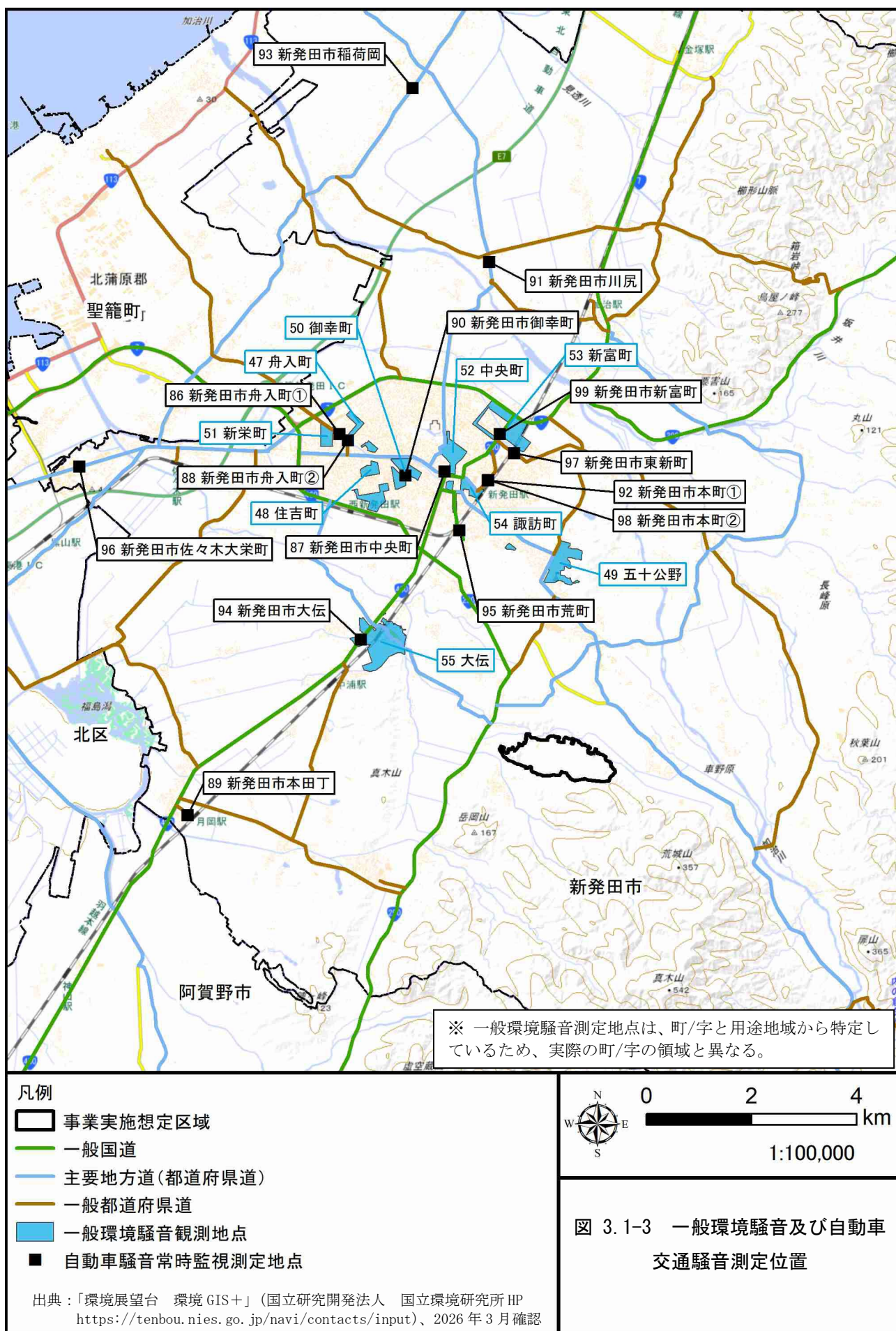
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1208797289826.html>）、2026 年 4 月確認

(b) 騒音に係る苦情の発生状況

新発田市では、騒音に係る苦情の発生件数は、2024 年度において 11 件であった。

出典：「新発田・村上 令和 6 年度健康福祉環境の現況-5」（新潟県 HP

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shibata_kenkou/r6genkyo5.html）、2026 年 4 月確認



(4) 振動

(a) 振動の状況

「令和 5 年度騒音振動規制法等施行状況調査」(2025 年 7 月、環境省)、「詳細版 新潟県の環境<現状と対策>令和 7 年版」(2025 年、新潟県)、「新発田市環境基本計画(第 2 次)」(2022 年、新発田市)を確認した結果、新発田市において、国又は自治体等による振動に係る調査は実施されていない。

(b) 振動に係る苦情の発生状況

新発田市では、2024 年度において振動に係る苦情はなかった。

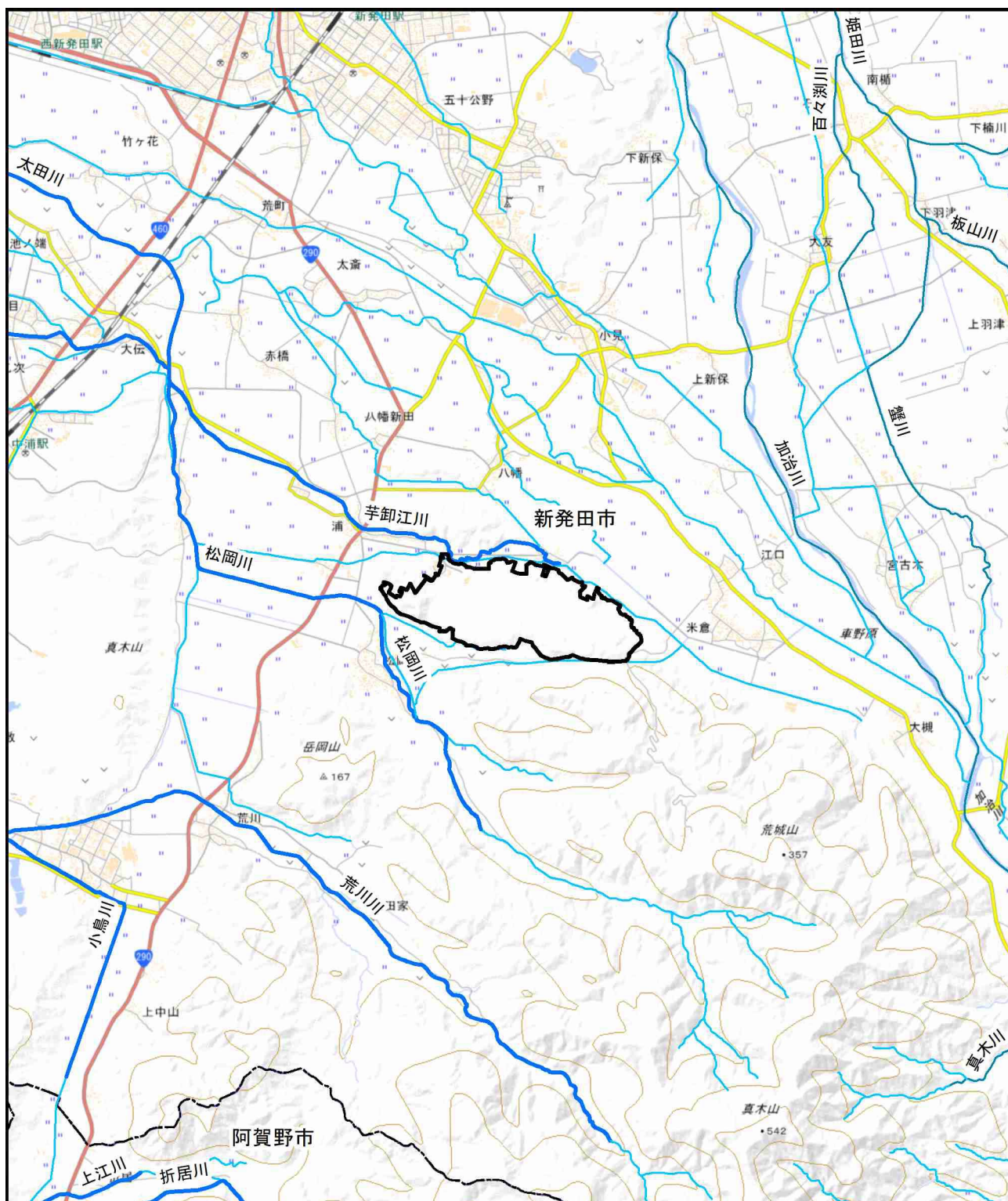
出典：「新発田・村上 令和 6 年度健康福祉環境の現況-5」(新潟県 HP
https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shibata_kenkou/r6genkyo5.html)、2026 年 4 月確認

3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

事業実施想定区域及びその周囲における水象の状況は、図 3.1-4 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には主な河川として「芋卸江川」、「松岡川」が存在している。



凡例

- 事業実施想定区域
- 1級河川
- 2級河川
- その他



0 1 2 km

1:50,000

図 3.1-4 水象の状況

出典：「国土数値情報 河川（2009 年度）、湖沼（2005 年度）」（国土交通省 HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、2026 年 4 月確認

(2) 水質の状況

新潟県では、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）第 15 条に基づいて公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質を監視している。

生活環境項目のうち水質汚濁の程度を示す代表的な指標である BOD 等に係る環境基準に関しては 22 水系 57 河川 83 水域、2 湖沼 2 水域及び 8 海域 14 水域について、閉鎖性水域の富栄養化の程度を示す指標である全窒素及び全リンに係る環境基準に関しては 2 海域 3 水域について、水生生物の保全に係る環境基準に関しては 22 水系 57 河川 85 水域、2 湖沼 2 水域について類型指定が行われている。

令和 5 年度は、これらの水域に類型指定されていない関屋分水路、青田川放水路及び大竜寺川の 3 河川 3 水域を加え、河川 128 地点、湖沼 4 地点及び海域 48 地点について、水質監視調査が実施された。

事業実施想定区域及びその周囲では、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準に基づく健康項目及び生活環境項目等の測定は行われていない。ただし、主な河川である加治川の下流に位置する「次第浜橋」、芋卸江川が合流する松岡川が流入する福島潟の「潟口橋」、芋卸江川が合流する太田川が新発田川に合流する地点の下流に位置する「東港新橋」において水質測定が行われている。

「次第浜橋」、「潟口橋」及び「東港新橋」における令和 5 年度（2023 年度）の生活環境項目及び健康項目の測定結果は表 3.1-7 に、水質測定地点位置は図 3.1-5 に示すとおりである。

加治川では生活環境項目の生物化学的酸素要求量と大腸菌数において環境基準値の範囲外の測定値が確認された。新発田川では生活環境項目の溶存酸素量において環境基準値の範囲外の下限值が検出されたが、環境基準値の範囲を大きく越える測定値は確認されなかった。福島潟においては生活環境項目の溶存酸素量において環境基準値の範囲外の下限值が検出された。また、健康項目の全シアンにおいて環境基準値の範囲外の測定値が確認された。

表 3.1-7(1) 生活環境項目及び健康項目の測定結果 (2023 年度)

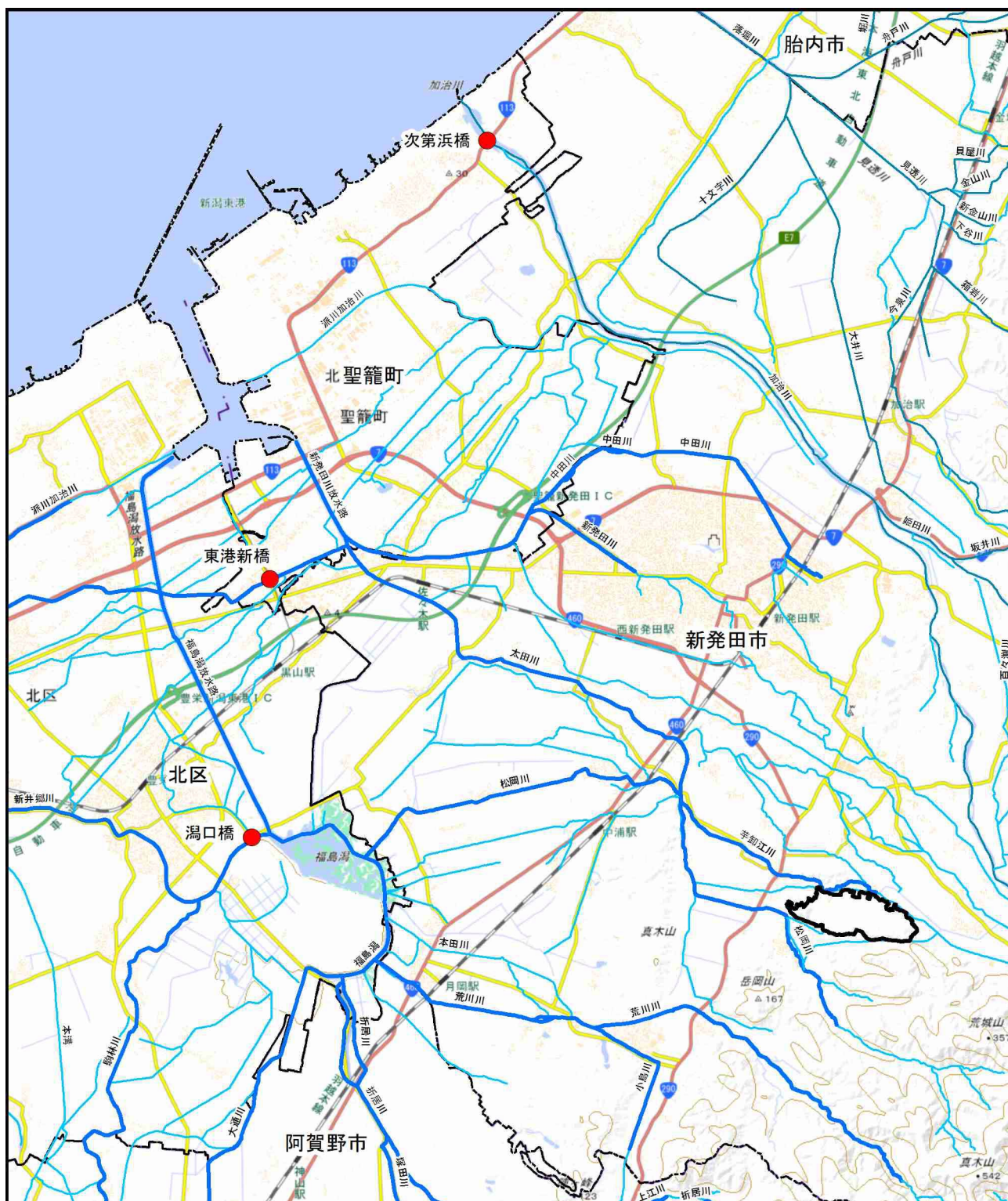
項目	河川名	加治川下流	環境基準値	新発田川	環境基準値
	地点名	次第浜橋		東港新橋	
	類型	A		C	
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.8~7.3	6.5 以上 8.5 以下 (類型 A)	6.7~7.2	6.5 以上 8.5 以下 (類型 C)
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	<0.5~3.0	2 以下(類型 A)	1.0~3.2	5 以下(類型 C)
	浮遊物質 (SS) (mg/L)	2~18	25 以下(類型 A)	2~25	50 以下(類型 C)
	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	7.6~13	7.5 以上(類型 A)	4.6~12	5 以上(類型 C)
	大腸菌数 (CFU/100mL)	<1~1800	300CFU/100mL 以下 (類型 A)	-	- (類型 C)
健康項目	カドミウム (mg/L)	0.0003	0.003 以下	-	0.003 以下
	全シアン (mg/L)	-	検出されないこと	-	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	-	0.01 以下	-	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	-	0.02 以下	-	0.02 以下
	砒素 (mg/L)	-	0.01 以下	-	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)	-	0.0005 以下	-	0.0005 以下
	PCB (mg/L)	-	検出されないこと	-	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	-	0.02 以下	-	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	-	0.002 以下	-	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	-	0.004 以下	-	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	-	0.1 以下	-	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	-	0.04 以下	-	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	-	1 以下	-	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	-	0.006 以下	-	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	-	0.01 以下	-	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	-	0.01 以下	-	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	-	0.002 以下	-	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	-	0.006 以下	-	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	-	0.003 以下	-	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	-	0.02 以下	-	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	-	0.01 以下	-	0.01 以下
	セレン (mg/L)	-	0.01 以下	-	0.01 以下
	硝酸性窒素 (mg/L)	-	10 以下	-	10 以下
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	10 以下	-	10 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	10 以下	-	10 以下
	ふっ素 (mg/L)	0.1	0.8 以下	-	0.8 以下
	ほう素 (mg/L)	0.55	1 以下	-	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	-	0.05 以下	-	0.05 以下
水生生物	全亜鉛 (mg/L)	0.005~0.008	0.03 以下(生物 A)	0.005~0.010	0.03 以下(生物 B)
	ノニルフェノール (mg/L)	-	0.001 以下(生物 A)	-	0.002 以下(生物 B)
	LAS (mg/L)	-	0.03 以下(生物 A)	-	0.05 以下(生物 B)

出典:「令和 5 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(2025 年、新潟県)

表 3.1-7(2) 生活環境項目及び健康項目の測定結果 (2023 年度)

項目	河川名	福島潟	環境基準値
	地点名	潟口橋	
	類型	B	
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.2～7.3	6.5 以上 8.5 以下 (類型 B)
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	0.9～2.5	3 以下 (類型 B)
	浮遊物質 (SS) (mg/L)	7～21	25 以下 (類型 B)
	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	4.7～11	5 以上 (類型 B)
	大腸菌数 (CFU/100mL)	－	1000CFU/100mL 以下 (類型 A)
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	0.003 以下
	全シアン (mg/L)	<0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	<0.005	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	<0.01	0.02 以下
	砒素 (mg/L)	<0.005	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	0.0005 以下
	PCB (mg/L)	－	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	－	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	－	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	－	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	－	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	－	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	－	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	－	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	－	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	－	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	<0.0006	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	－	0.01 以下
	セレン (mg/L)	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素 (mg/L)	<0.25	10 以下
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.01	10 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.26	10 以下
	ふっ素 (mg/L)	<0.1	0.8 以下
	ほう素 (mg/L)	<0.1	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	－	0.05 以下
水生生物	全亜鉛 (mg/L)	0.002～0.003	0.03 以下 (生物 B)
	ノニルフェノール (mg/L)	－	0.002 以下 (生物 B)
	LAS (mg/L)	－	0.05 以下 (生物 B)

出典：「令和 5 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(2025 年、新潟県)



- 凡例
- 事業実施想定区域
 - 1級河川
 - 2級河川
 - その他
 - 水質測定地点



図 3.1-5 生活環境項目及び健康項目の水質測定地点

出典：「令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（2025年、新潟県）

(3) 水底の底質の状況

「詳細版 新潟県の環境＜現状と対策＞令和 7 年版」（2025 年、新潟県）、「新発田市環境基本計画（第 2 次）」（2022 年、新発田市）を確認した結果、新発田市において、国又は自治体等による水底の底質に係る調査は実施されていない。

(4) 地下水の水質の状況

新潟県では「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条の規定に基づき策定する「地下水の水質測定計画」に則り、「水質汚濁防止法」第 15 条の規定に基づき、概況調査、新規汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査、継続監視地点変更時調査及び継続監視終了時調査が実施されている。

新発田市では 2023 年度に継続監視調査が行われており、水質調査結果は、表 3.1-8 に示すとおりである。

継続監視調査を実施している 2 地点のうち、城北町のクロロエチレンを除き、環境基準を下回っている。

(5) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

新発田市では、水質汚濁に係る苦情の発生件数は、2024 年度において 3 件であった。

出典：「新発田・村上 令和 6 年度健康福祉環境の現況-5」（新潟県 HP
https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shibata_kenkou/r6genkyo5.html）、2026 年 4 月確認

表 3.1-8 地下水の水質調査結果（2023 年度）

（単位：mg/L）

項目名	市町村名	新発田市		新発田市		環境基準値
	地区名	城北町		高山寺		
	測定年度	2023		2023		
	井戸深度(m)	-		-		
	調査担当機関	新発田地域振興局		新発田地域振興局		
	分析機関	保健環境科学研究所		保健環境科学研究所		
	用途	生活用水井戸		生活用水井戸		
	採水年月日	2023 年 8 月 7 日		2023 年 8 月 7 日		
	水温 (℃)	14.6		13.0		
	pH	6.2		6.2		
	E C (mS/m)	20		14		
カドミウム			-	◎	0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン			-		-	検出されないこと
鉛			-		-	0.01mg/L 以下
六価クロム			-		-	0.02mg/L 以下
砒素			-		-	0.01mg/L 以下
総水銀			-		-	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀			-		-	検出されないこと
PCB			-		-	検出されないこと
ジクロロメタン			-		-	0.02mg/L 以下
四塩化炭素			-		-	0.002mg/L 以下
クロロエチレン		◎	0.032		-	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン			-		-	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン			<0.01		-	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン		◎	0.019		-	0.04mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.017		-	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン			<0.002		-	-
1,1,1-トリクロロエタン			<0.0005		-	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン			-		-	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン			<0.001		-	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン			<0.0005		-	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン			-		-	0.002mg/L 以下
チウラム			-		-	0.006mg/L 以下
シマジン			-		-	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ			-		-	0.02mg/L 以下
ベンゼン			-		-	0.01mg/L 以下
セレン			-		-	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			-		-	10mg/L 以下
硝酸性窒素			-		-	-
亜硝酸性窒素			-		-	-
ふっ素			-		-	0.8mg/L 以下
ほう素			-		-	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン			-		-	0.05mg/L 以下
トルエン			-		-	0.6 mg/L 以下
キシレン			-		-	0.4 mg/L 以下
フェニトロチオン			-		-	0.003 mg/L 以下
クロロタロニル			-		-	0.05 mg/L 以下
ダイアジノン			-		-	0.005 mg/L 以下
ジクロロボス			-		-	0.008 mg/L 以下

注 環境基準項目で、検出された場合には「◎」を付している。

出典：「令和 5 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（2025 年 3 月、新潟県）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌

(a) 土壌の状況

事業実施想定区域及びその周囲の土壌の状況は、図 3.1-6 に示すとおりである。

20 万分の 1 土地分類図によると、事業実施想定区域の土壌は、「不明」であり、一部に「褐色森林土壌（黄褐色）」及び「乾性褐色森林土壌（黄褐色）」が分布している。1972 年に調査が実施された 5 万分の 1 土壌分類図によると、事業実施想定区域は主に「褐色森林土壌」からなり、一部に「灰色低地土壌」及び「粗粒グライ土壌」が分布している。

(b) 土壌汚染対策法に係る区域の指定状況

事業実施想定区域内には、「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」は存在しない。

(c) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

新発田市では、2024 年度において土壌汚染に係る苦情はなかった。

出典：「新発田・村上 令和 6 年度健康福祉環境の現況-5」（新潟県 HP
https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shibata_kenkou/r6genkyo5.html）

(2) 地盤

(a) 地盤の状況

「新潟平野の地盤沈下」（2026 年、新潟県）によると、新潟県では、関係機関と協力し、毎年 9 月 1 日を基準日として水準測量を実施するとともに、観測井において地下水位や地層収縮量を測定し、地盤沈下の監視を行っている。新潟地域における観測井の地下水位は、水溶性天然ガス採取に伴う地下水の地下還元化が完了した 1973 年以降は上昇していたが、近年は概ね横ばいで推移しており、一部では上昇する傾向が見られた。観測井による監視は、農林水産省北陸農政局、経済産業省資源エネルギー庁及び新潟市が 36 か所（2025 年 12 月末現在）で実施しており、2025 年（1 月～12 月）において、地下水位は、ほとんどの観測井で横ばいの傾向を示している。

「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 46 年新潟県条例第 51 号）により、新潟地域と上越地域を指定地域とし、一定規模以上の揚水設備を設置する場合には、知事の許可を必要とする等の地下水採取規制を行っている。また、新潟地域では、昭和 46 年 3 月に「地下水総合規制対策」を策定し、その後事業者の協力を得て、昭和 48 年に水溶性天然ガスの採取に伴ってくみ上げられた地下水を再び地下に還元する等の地盤沈下防止対策を講じている。県内では、新潟市ほか 8 市 2 町で、地下水や自家用水溶性天然ガスの採取を条例等により規制している。

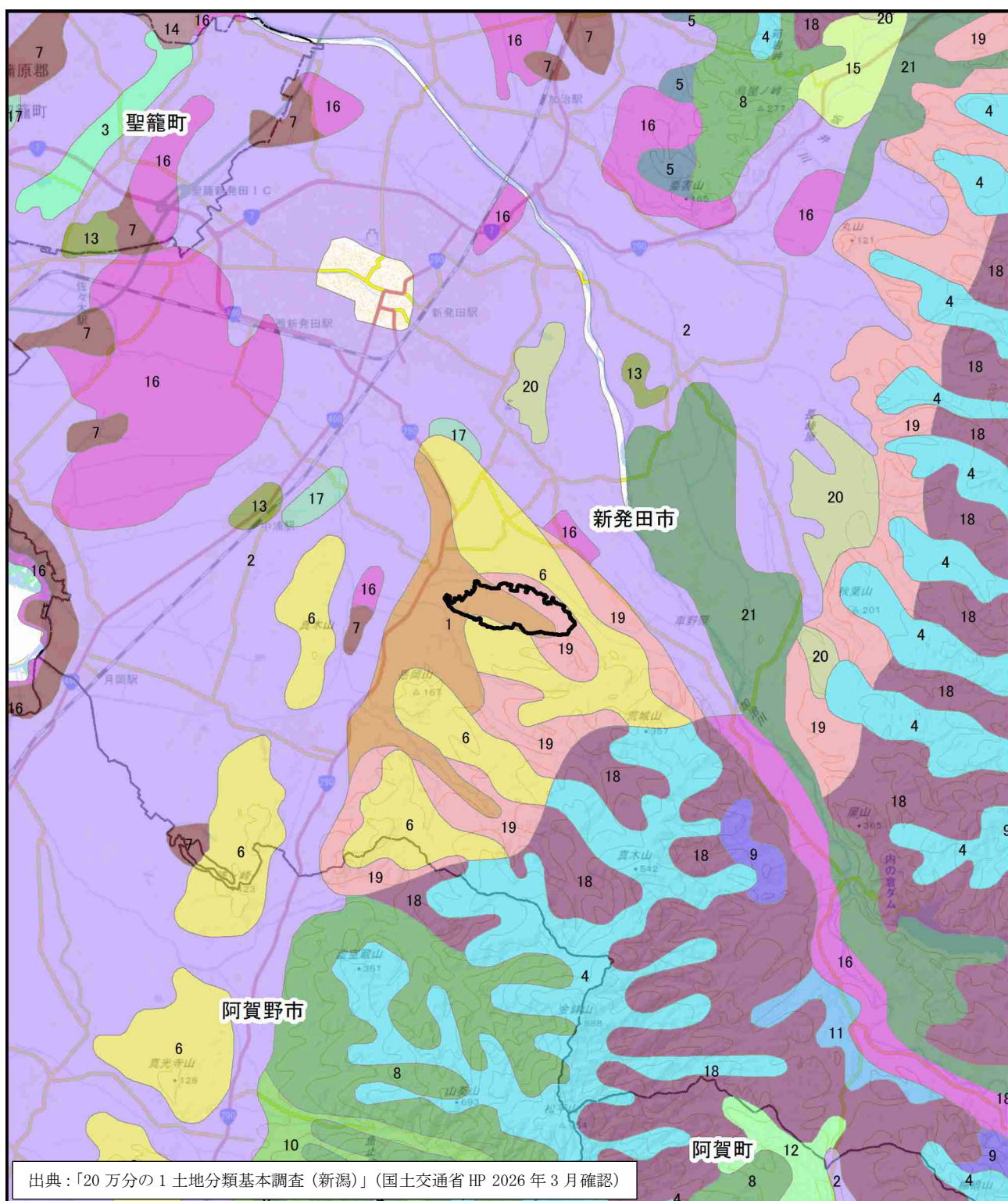
新潟地域では、昭和 30 年代のような激しい地盤沈下は見られなくなったが、近年は、阿賀野川河口付近の海岸部において沈下の傾向が続いている。観測井による監視は、農林水産省北陸農政局、経済産業省資源エネルギー庁及び新潟市が 36 か所で実施され、2024 年（1 月～12 月）において、地下水位は、ほとんどの観測井で横ばいの傾向を示している。

「新潟県 新潟平野 地盤環境情報 令和 6 年度」（環境省）によると、事業実施想定区域及びその周囲において地盤沈下は確認されていない。

(b) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

新発田市では、2024 年度において地盤沈下に係る苦情はなかった。

出典：「新発田・村上 令和 6 年度健康福祉環境の現況-5」（新潟県 HP
https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shibata_kenkou/r6genkyo5.html）、2026 年 4 月確認



凡例

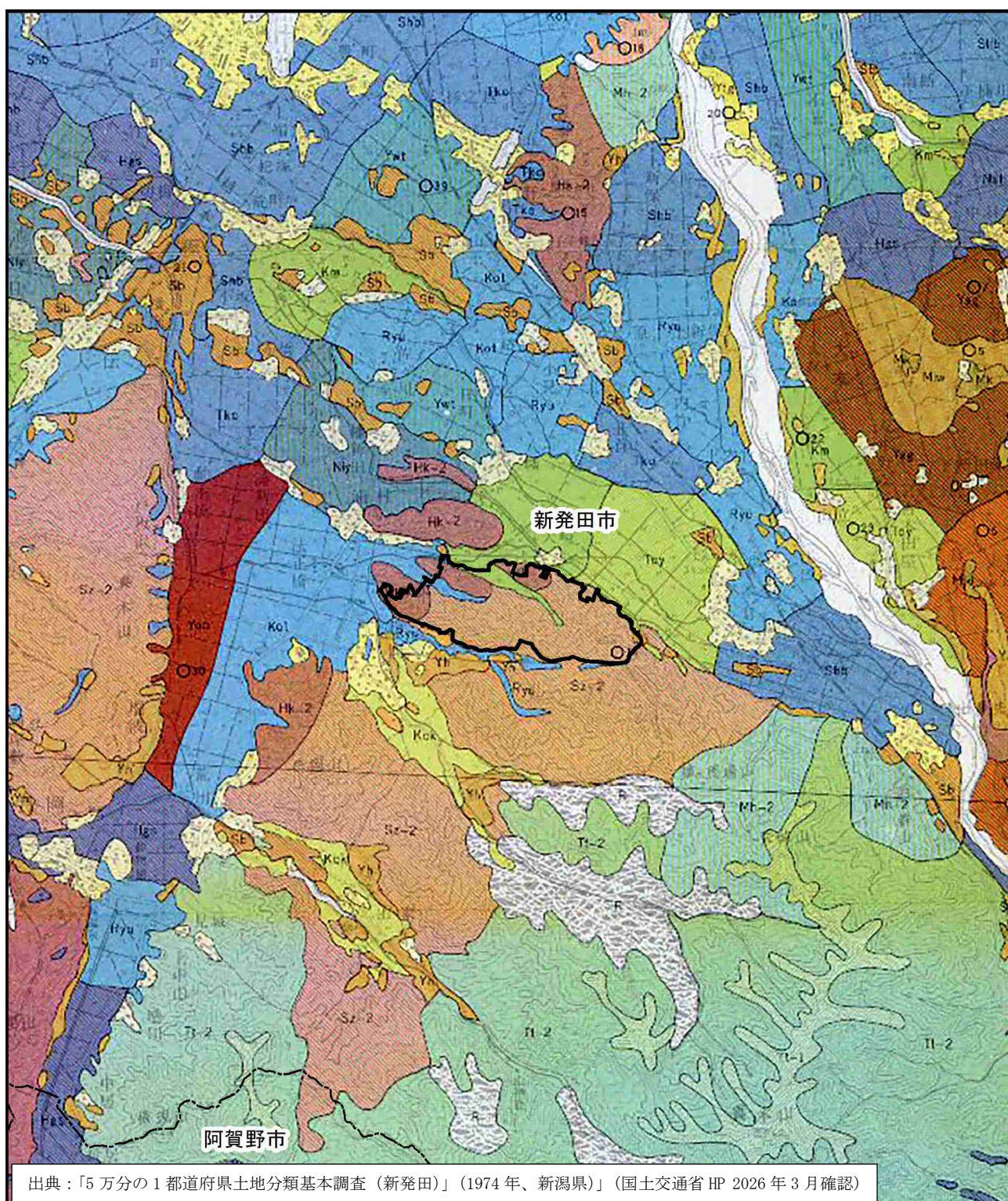
- | | |
|---|--|
| <p>事業実施想定区域</p> <p>1 不明</p> <p>2 グライ土壌</p> <p>3 乾性ポドソル化土壌</p> <p>4 乾性褐色森林土壌</p> <p>5 乾性褐色森林土壌（赤褐色系）</p> <p>6 乾性褐色森林土壌（黄褐色系）</p> <p>7 低位泥炭土壌</p> <p>8 岩屑性土壌</p> <p>9 岩石地</p> <p>10 崩積性未熟土壌</p> | <p>11 湿性ポドソル化土壌</p> <p>12 湿性褐色森林土壌</p> <p>13 灰色低地土壌</p> <p>14 砂丘未熟土壌</p> <p>15 粗粒グライ土壌</p> <p>16 細粒グライ土壌</p> <p>17 褐色低地土壌</p> <p>18 褐色森林土壌</p> <p>19 褐色森林土壌（黄褐色系）</p> <p>20 赤色土壌</p> <p>21 黒ボク土壌</p> |
|---|--|



0 2 4 km

1:100,000

図 3.1-6 (1) 土壌の状況
(20 万分の 1 土壌分類図)



凡例

事業実施想定区域

灰色低地土壤

Km 加茂統

粗粒グライ土壤

Kal 琴浜統

褐色森林土壤

Hk-2 香木2統

Sk-2 関沢2統

Yh 古原統



0 1 2 km

1:50,000

図 3.1-6 (2) 土壤の状況
(5 万分の 1 土壤分類図)

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

事業実施想定区域及びその周囲の地形区分図は、図 3.1-7 に示すとおりである。

事業実施想定区域は主に「山麓地」からなる地形により構成されており、北側は「扇状地性低地」、西側の一部は「扇状地性低地（氾濫原性低地）」からなる地形により構成されている。

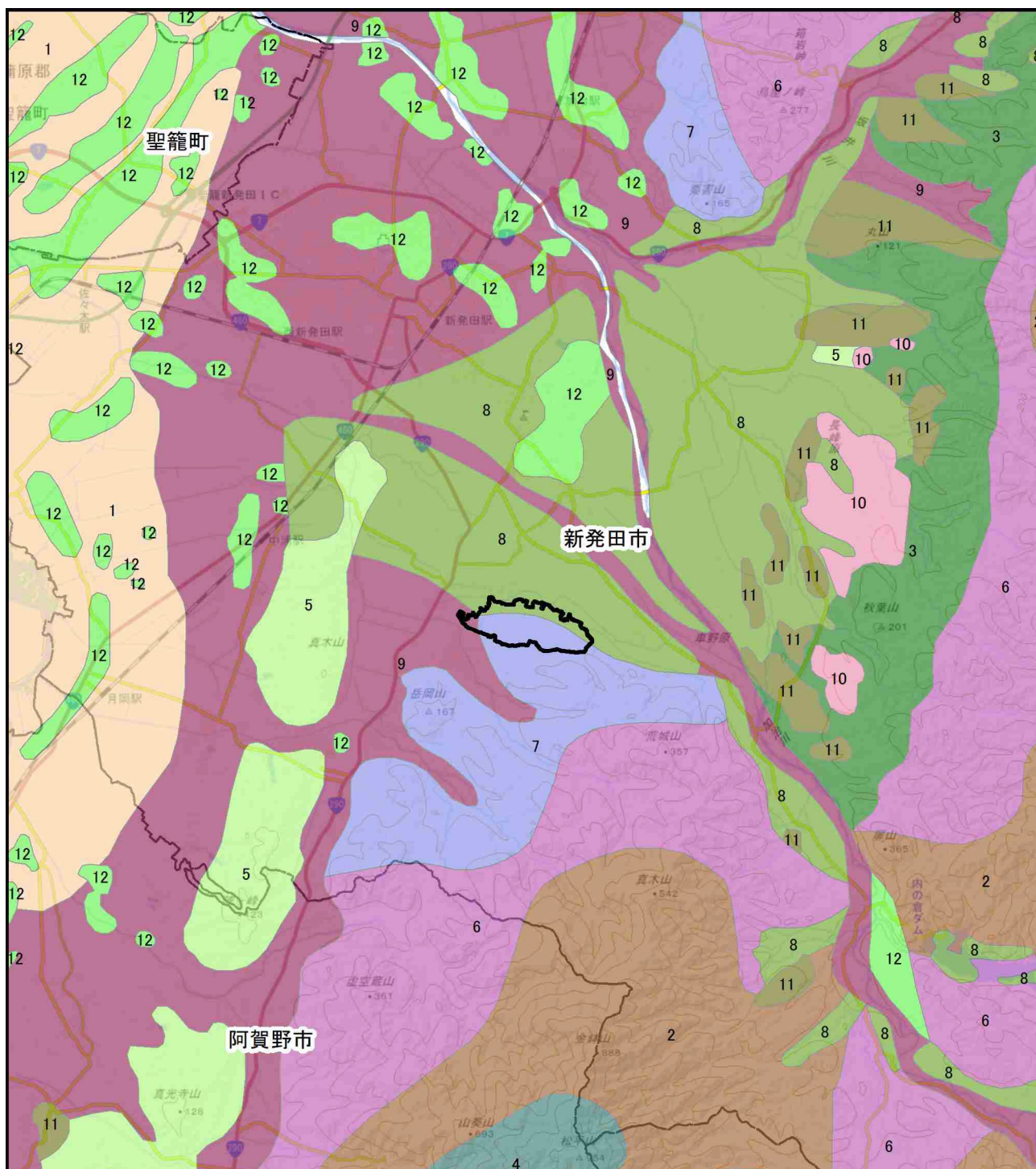
(2) 地質の状況

事業実施想定区域及びその周囲の表層地質図は、図 3.1-8 に示すとおりである。事業実施想定区域は主に「硬質泥岩」が分布し、一部に「砂・泥・礫（氾濫原性堆積物）」及び「礫・砂・泥（扇状地性堆積物）」が分布している。なお、図には参考情報として、断層についても示した。

(3) 重要な地形・地質

事業実施想定区域内には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「新潟県文化財保護条例」（昭和 48 年条例第 33 号）及び「新発田市文化財保護条例」（昭和 46 年条例第 37 号）において指定されている地形・地質は分布していない。

「日本の地形レッドデータブック第 2 集」（2002 年、古今書院）に掲載されている地形及び「日本の典型地形 国土地理院技術資料 D1-No. 357」に掲載されている地形の分布は、図 3.1-9 に示すとおりである。事業実施想定区域から北方向約 3.9km の場所に「五十公野」が、西方向約 5.5km の場所に「天王の浜堤」及び北西方向約 10.9km の場所に「新潟砂丘」が位置する。



出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査（/新潟）」（国土交通省 HP
https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_20-1.html）、2026 年 3 月確認

凡例

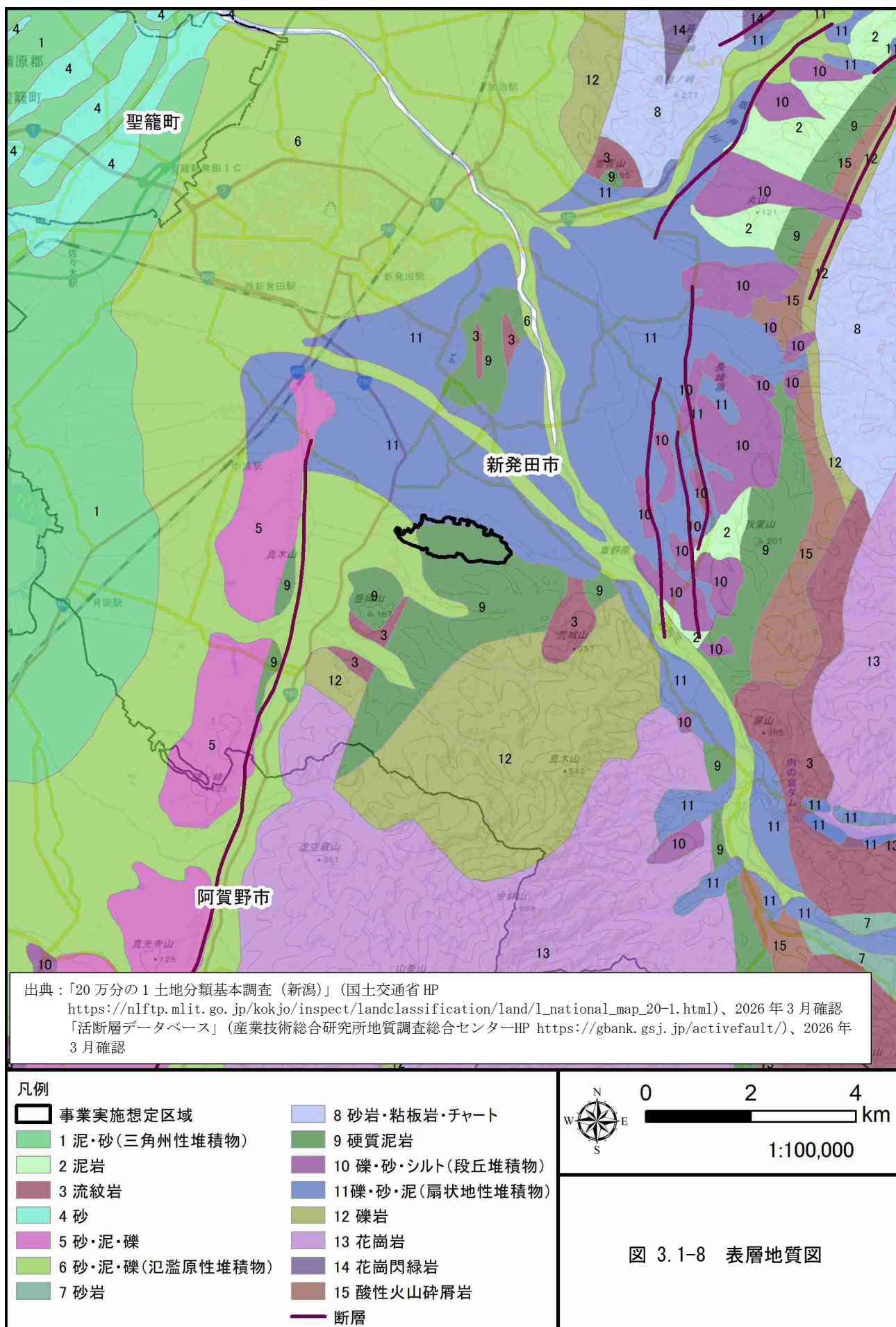
- | | |
|--|--|
| 事業実施想定区域 | 7 山麓地 |
| 1 三角州性低地 | 8 扇状地性低地 |
| 2 中起伏山地 | 9 扇状地性低地（氾濫原性低地） |
| 3 大起伏丘陵地 | 10 砂礫台地（上位） |
| 4 大起伏山地 | 11 砂礫台地（中位） |
| 5 小起伏丘陵地 | 12 自然堤防・砂州・砂丘 |
| 6 小起伏山地 | |

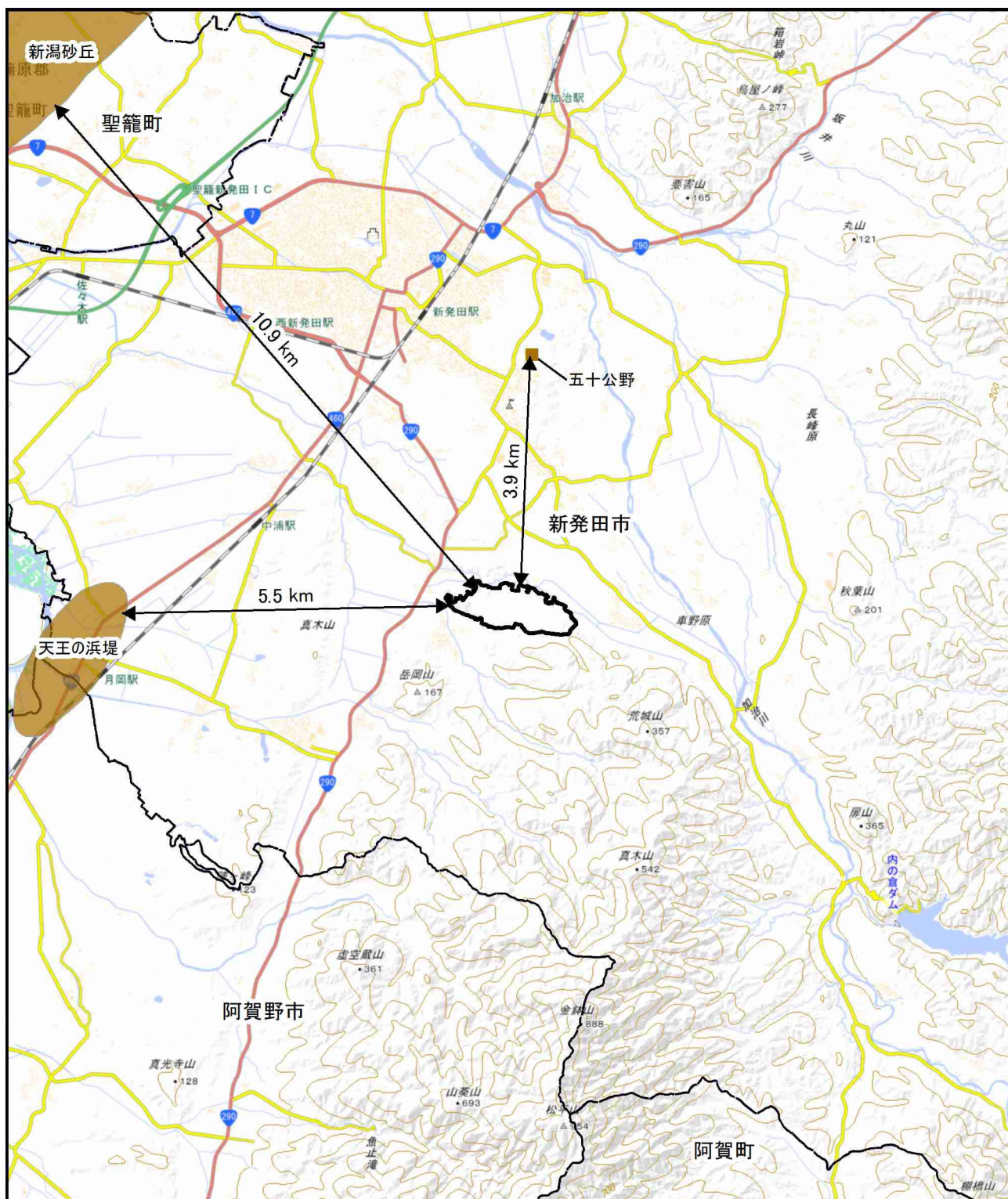


0 2 4 km

1:100,000

図 3.1-7 地形区分図





凡例

- 事業実施想定区域
- 日本の典型地形



0 2 4 km

1:100,000

図 3.1-9 重要な地形・地質

出典：「日本の典型地形について」（国土交通省 HP
https://www.gsi.go.jp/kikaku/tenkei_top.html）、2026 年 3 月確認

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息状況

事業実施想定区域及びその周囲の動物の生息状況を把握するに当たり収集した動物に係る文献その他の資料は、表 3.1-9 に示すとおりである。なお、原則として、これらの文献において新発田市での生息情報の記載のある種をとりあげることとしたが、福島潟等の複数の市にまたがり新発田市に含まれる場所において生息情報がある種についてもとりあげることとした。

表 3.1-9 動物の生息状況を把握するに当たり収集した動物に係る文献その他の資料

No.	収集文献	分類群							
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	底生動物	陸産貝類
1	「レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-」(2001 年、新潟県) 注1	○	○	○	○	○	○	○	○
2	「新潟県第 2 次レッドリスト（新潟県の保護上重要な野生生物の種のリスト）哺乳類編」（2019 年、新潟県）注1	●							
3	「新潟県第 2 次レッドリスト（新潟県の保護上重要な野生生物の種のリスト）鳥類編」（2014 年、新潟県）注1		○						
4	「新潟県第 2 次レッドリスト（新潟県の保護上重要な野生生物の種のリスト）両生類・爬虫類編」（2016 年、新潟県）注1			●	○				
5	「新潟県第 2 次レッドリスト（新潟県の保護上重要な野生生物の種のリスト）淡水魚類・大型水生甲殻類 編」（2015 年、新潟県）注1					○		●	
6	「新潟県第 2 次レッドリスト（新潟県の保護上重要な野生生物の種のリスト）陸・淡水産貝類、淡水産プラナリア類 編」（2021 年、新潟県）注1							○	○
7	「新潟の自然 第 1 集」（1968 年、新潟の自然刊行委員会）	○	●	●	○	●	●	●	●
8	「新潟の自然 第 2 集」（1972 年、新潟の自然刊行委員会）	●	●		●		○	●	●
9	「新潟の自然 第 3 集」（1977 年、新潟の自然刊行委員会）	●	●		●	●	○	○	
10	「平成 18 年 福島潟河川改修事業環境保全対策検討会議資料」（2006 年、新潟県）	○	○	○	○	○	○	○	
11	「新潟鳥獣図鑑」（1982 年、新潟日報事業者、藤倉朋良）	●	○						
12	「自然史 新潟県の野生鳥獣は今」（2020 年、日本野鳥の会新潟）		○						
13	「雪国の鳥をたずねて」（1997 年、日本野鳥の会 新潟県支部編）		○						
14	「福島潟・瓢湖自然環境総合調査報告書（総集編）」（1975 年、新潟県豊栄市・水原市）		○			○	○	○	
15	「福島潟の野鳥」（2022 年、阿部芳雄）		○						
16	「新潟のすぐれた自然 新潟県自然環境保全資料策定調査書 動物（昆虫類・両生類）編」（1983 年、新潟県）				○		○		
17	「続・新潟のすぐれた自然 新潟県自然環境保全資料策定調査書 動物（昆虫類、両生類、陸生・淡水貝類）編」（1993 年、新潟県）				○		○	○	○
18	「新潟県昆虫図鑑（上）」（1981 年、新潟日報事業者、藤倉朋良） 「新潟県昆虫図鑑（下）」（1982 年、新潟日報事業者、本間義治）						○		
19	「新潟県陸水動物図鑑」（1983 年、新潟日報事業者、藤倉朋良）			●	●	●	○	●	●
20	「福島潟昆虫相調査報告書」（2009 年、廣井聡）						○		

※ 収集した文献のうち、対象分類群の種の該当地域における生息情報があった文献については「○」、対象分類群の情報は記載されていたものの該当地域における種の生息情報がなかった文献については「●」にて示した。

注1 新発田市が含まれる「北浦」での生息情報の記載のある種について、とりあげることとした。

(a) 動物相の状況

事業実施想定区域及びその周囲を対象とした文献その他の資料による動物相の概況は、表 3.1-10 に示すとおりで、各分類群の確認種は資料編に掲載のとおりである。

文献その他の資料により、哺乳類 6 科 8 種、鳥類 60 科 243 種、爬虫類 2 科 2 種、両生類 6 科 15 種、昆虫類 176 科 1029 種、魚類 14 科 31 種、底生動物 15 科 24 種、陸産貝類 4 科 8 種を確認した。

表 3.1-10 文献その他の資料による動物相の概況

分類群等	確認種数	主な確認種
哺乳類	6 科 8 種	カワネズミ、エチゴモグラ、モリアブラコウモリ、アカネズミ、タヌキ、キツネ、ニホンイタチ、オコジョ
鳥類	60 科 243 種	コハクチョウ、オオハクチョウ、ヒシクイ、キンクロハジロ、キジ、ケリ、タシギ、ミサゴ、オオタカ、フクロウ、コゲラ、オナガ、セッカ、ルリビタキ、ホオアカ、コルリ、タヒバリ、アオジ 等
爬虫類	2 科 2 種	クサガメ、シロマダラ
両生類	6 科 15 種	トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、バンダイハコネサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル
昆虫類	176 科 1029 種	キイロカワカゲロウ、オオモノサシトンボ、カヤキリ、シロヘリツチカメムシ、キアゲハ、アカガネオサムシ、カワラハンミョウ、オオルリハムシ、イネミズゾウムシ、クロボソコガネカミキリ、オオセイボウ 等
魚類	14 科 31 種	スナヤツメ類、ニホンウナギ、ヤリタナゴ、オイカワ、ジュウサンウグイ、ウグイ、モツゴ、ホトケドジョウ、ナマズ、アカザ、ワカサギ、ニッコウイワナ、サクラマス(ヤマメ)、トミヨ、キタノメダカ、カジカ、ビリンゴ 等
底生動物 (昆虫類除く)	15 科 24 種	ヒラタウズムシ、サンカクアタマウズムシ、イシガイ、ドブシジミ、シジミ、タニシ、カワニナ、モノアラガイ、サカマキガイ、ミズミミズ、ヌマエビ、テナガエビ、アメリカザリガニ、ベンケイガニ、ムツハアリアケガニ 等
陸産貝類	4 科 8 種	ヤマメタニシ、ニクイロシブキツボ、ナガオカモノアラガイ、カズマキベッコウオウウケマイマイ、エチゴマイマイ、エムラマイマイ、ウロコビロウドマイマイ

(b) 動物の重要な種及び注目すべき生息地

動物の重要な種の選定基準は表 3.1-11 に、動物のその他の注目すべき生息地の選定基準は表 3.1-12 に示すとおりである。

これらの選定基準に基づき、事業実施想定区域及びその周囲の動物の重要な種及び注目すべき生息地を選定した。

表 3.1-11 動物の重要な種の選定基準

選定基準			カテゴリー
重要な種	A	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・ 特別天然記念物 (特天) ・ 天然記念物 (天)
		「新潟県文化財保護条例」(昭和 48 年新潟県条例第 33 号)	・ 新潟県天然記念物 (県天)
		「新発田市文化財保護条例」(昭和 46 年新発田市条例第 37 号)	・ 新発田市天然記念物 (市天)
	B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	・ 国際希少野生動植物種 (国際) ・ 国内希少野生動植物種 (国内) ・ 特定第一種国内希少野生動植物種 (特一) ・ 特定第二種国内希少野生動植物種 (特二)
	C	「新潟県希少野生動植物保護条例」(令和 3 年新潟県条例第 8 号) の第 10 条に基づき指定された希少野生動植物種	・ 指定希少野生動植物 (指定)
	D 注 1	「環境省レッドリスト 2020」(2020 年、環境省)	・ 絶滅 (EX) ・ 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 絶滅危惧 IA 類 (CR) ・ 情報不足 (DD) ・ 絶滅危惧 IB 類 (EN) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
		「環境省第 5 次レッドリスト (鳥類及び爬虫類・両生類)」(2026 年、環境省)	・ 絶滅 (EX) ・ 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 絶滅危惧 IA 類 (CR) ・ 情報不足 (DD) ・ 絶滅危惧 IB 類 (EN) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	E 注 2	「レッドデータブックにいがた 2001」(2001 年、新潟県)	・ 絶滅 (EX) ・ 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 絶滅危惧 I 類 (EN) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
		「新潟県第 2 次レッドリスト (新潟県の保護上重要な野生生物の種のリスト) 哺乳類編」(2019 年、新潟県) 「新潟県第 2 次レッドリスト (新潟県の保護上重要な野生生物の種のリスト) 鳥類編」(2014 年、新潟県) 「新潟県第 2 次レッドリスト (新潟県の保護上重要な野生生物の種のリスト) 両生類・爬虫類編」(2016 年、新潟県) 「新潟県第 2 次レッドリスト (新潟県の保護上重要な野生生物の種のリスト) 淡水魚類・大型水生甲殻類編」(2015 年、新潟県) 「新潟県第 2 次レッドリスト (新潟県の保護上重要な野生生物の種のリスト) 陸・淡水産貝類、淡水産プラナリア類 編」(2021 年、新潟県)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧 I 類 (EN) ・ 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

注 1 鳥類、爬虫類、両生類については「環境省第 5 次レッドリスト (鳥類及び爬虫類・両生類)」(2026 年、環境省) を重要種の選定基準とした。それ以外の分類群については、「環境省レッドリスト 2020」(2020 年、環境省) を重要種の選定基準とした。

注 2 昆虫類は「レッドデータブックにいがた 2001」(2001 年、新潟県) を重要種の選定基準とした。それ以外の分類群については、それぞれの分類群に対応する新潟県第 2 次レッドリストを重要種の選定基準とした。

表 3.1-12 動物のその他の注目すべき生息地の選定基準

選定基準			カテゴリー
注目すべき生息地	A (再掲)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・ 特別天然記念物 (特天) ・ 天然記念物 (天)
		「新潟県文化財保護条例」(昭和 48 年新潟県条例第 33 号)	・ 新潟県天然記念物 (県天)
		「新発田市文化財保護条例」(昭和 46 年新発田市条例第 37 号)	・ 新発田市天然記念物 (市天)
	B (再掲)	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	・ 生息地等保護区
	C (再掲)	「新潟県希少野生動植物保護条例」(令和 3 年新潟県条例第 8 号) の第 18 条に基づき指定された希少野生動植物種	・ 生息地等保護区
	F	「日本のラムサール条約湿地」(環境省 HP https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html)、2026 年 4 月確認	・ ラムサール条約登録湿地
	G	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/)に基づく重要度の高い湿地(重要湿地)、2026 年 4 月確認	・ 重要湿地
	H	「新潟県鳥獣保護区等位置図(新潟県)」(2025 年、新潟県) ※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)	・ 鳥獣保護区
	I	「重要野鳥生息地(IBA)」(日本野鳥の会 HP https://www.wbsj.org/nature/hogo/others/iba/index.html)、2026 年 4 月確認	・ 重要野鳥生息地 (IBA)
	J	「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)	・ 原生自然環境保全地域 (原生) ・ 自然環境保全地域 (自然)
		「新潟県自然環境保全条例」(昭和 48 年条例第 34 号)	・ 自然環境保全地域 (県自) ・ 緑地環境保全地域 (緑地)
	K	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP http://kba.conservation.or.jp)、2026 年 4 月確認	・ KBA (保護地域外) ・ KBA (保護地域内) ・ KBA 候補 (河川) ※本文献における保護地域とは、自然公園 (国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、国指定及び都道府県指定鳥獣保護区、森林生態系保護地域を指す。
	L	「環境アセスメントデータベース EADAS 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (陸域)」(環境省 HP https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/Service/About?title=SensitivityMap)、2026 年 4 月確認	・ 集団飛来地 ランク 3 (3) ・ 集団飛来地 ランク 2 (2) ・ 集団飛来地 ランク 1 (1)

ア. 動物の重要な種

選定基準に基づき選定した動物の重要な種は、表 3.1-13～表 3.1-20 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲において、重要な動物として、哺乳類 4 種、鳥類 98 種、爬虫類 1 種、両生類 10 種、昆虫類 82 種、魚類 23 種、底生動物（昆虫類を除く）12 種、陸産貝類 8 種を確認した。

表 3.1-13 動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
1	モグラ(食虫)	トガリネズミ	カワネズミ					NT
2		モグラ	エチゴモグラ				EN	VU
3	コウモリ(翼手)	ヒナコウモリ	モリアブラコウモリ				VU	VU
4	ネコ(食肉)	イタチ	オコジョ				NT ^{注2}	NT ^{注2}
-	3 目	4 科	4 種	0 種	0 種	0 種	3 種	4 種

※ 種の分類と配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和7年度生物リスト」(2025 年、国土交通省)に準拠した。

注1 重要種選定基準は表 3.1-11 に対応する。

注2 「ホンドオコジョ」としての指定

表 3.1-14(1) 動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
1	カモ	カモ	コクガン	天			VU	NT
2			シジュウカラガン		国内		VU	VU
3			ハクガン				VU	VU
4			サカツラガン				CR	VU
5			ヒシクイ	天 ^{注3}			NT ^{注3}	NT ^{注3}
6			マガン	天				NT
7			カリガネ				EN	NT
8			ツクシガモ				DD	
9			オシドリ					NT
10			トモエガモ				DD	NT
11			ヨシガモ					NT
12			ホシハジロ				NT	
13			アカハジロ ^{注2}				CR	
14			キンクロハジロ				VU	
15			スズガモ				NT	
16			シノリガモ					NT
17			ホオジロガモ					NT
18	キジ	キジ	ウズラ				VU	NT
19	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ				NT	NT
20	アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ				VU	
21	ツル	クイナ	バン				VU	
22			ヒクイナ				NT	EN
23			ヒメクイナ				DD	
24		ツル	マナヅル ^{注2}		国際		VU	
25			ナベヅル ^{注2}		国際		VU	
26	カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ					NT
27	チドリ	セイタカシギ	セイタカシギ				DD	NT
28		チドリ	ケリ				DD	NT
29			ムナグロ				VU	
30			イカルチドリ					NT
31			シロチドリ				VU	NT
32		タマシギ	タマシギ				DD	NT

表 3.1-14(2) 動物の重要な種 (鳥類)

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
33	チドリ	シギ	ハウロクシギ		国際		VU	NT
34			オオソリハシシギ		国際		VU	NT
35			オバシギ		国際			
36			コオバシギ		国際			
37			ヘラシギ		国内		CR	VU
38			トウネン				NT	
39			ハマシギ				VU	NT
40			オオジシギ				NT	VU
41			イソシギ					NT
42			タカブシギ				VU	NT
43			ツルシギ				EN	NT
44		ツバメチドリ	ツバメチドリ				VU	NT
45		カモメ	ウミネコ				VU	
46			オオセグロカモメ				EN	
47			コアジサシ				EN	NT
48		ウミスズメ	ウミスズメ				CR	NT
49			カンムリウミスズメ	天			VU	
50	ミズナギドリ	ウミツバメ	クロコシジロウミツバメ ^{注2}		国内		CR	
51	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	国内		EN	
52	カツオドリ	ウ	ヒメウ				EN	NT
53			ウミウ					NT
54	ペリカン	トキ	ヘラサギ ^{注2}				EN	
55			クロツラヘラサギ ^{注2}		国内		VU	
56		サギ	サンカノゴイ				CR	NT
57			ヨシゴイ				DD	NT
58			ミゾゴイ				NT	VU
59			ゴイサギ				VU	
60	ペリカン	サギ	ササゴイ				VU	NT
61			アマサギ				EN	
62			チュウサギ				NT	NT
63			コサギ				VU	NT
64			クロサギ					NT
65	タカ	ミサゴ	ミサゴ					NT
66		タカ	ハチクマ				DD	NT
67			クマタカ		国内		EN	EN
68			イヌワシ	天	国内		EN	EN
69			ツミ					NT
70			ハイタカ				NT	NT
71			オオタカ				NT	NT
72			チュウヒ		国内		EN	NT
73			オオワシ	天	国内		VU	EN
74			オジロワシ	天	国内・国際		VU	EN
75			サシバ				VU	NT
76	フクロウ	フクロウ	アオバズク					NT
77			コノハズク					NT
78			オオコノハズク					NT
79	ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ				EN	VU
80		カワセミ	アカショウビン					NT
81			ヤマセミ				VU	NT
82	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内		NT	NT
83	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ ^{注2}		国内		DD	
84		サンショウクイ	サンショウクイ					NT
85		モズ	チゴモズ				EN	VU
86			アカモズ		国内		CR	EN
87		カラス	オナガ				NT	

表 3.1-14(3) 動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
88	スズメ	ツバメ	コシアカツバメ					NT
89		ムシクイ	メボソムシクイ上種				EN ^{注4}	
90		ヨシキリ	コヨシキリ				NT	NT
91		センニュウ	オオセッカ		国内		EN	
92			マキノセンニュウ				VU	NT
93		ヒタキ	コサメビタキ					NT
94		セキレイ	ピンズイ				NT	
95		ホオジロ	カシラダカ				EN	
96			シマアオジ		国内		CR	
97			ノジコ				NT	NT
98			コジュリン				EN	VU
-	16 目	36 科	98 種	8 種	21 種	0 種	77 種	68 種

※ 種の分類と配列は原則として「日本鳥類目録改訂第8版」（日本鳥学会 2024 年）に準拠した。

注1 選定基準は、表 3.1-11 に対応する。

注2 表 3.1-9[12]「自然史 新潟県の野生鳥獣は今」（2020 年、日本野鳥の会新潟）によると新潟県では迷鳥とされている。

注3 ヒシクイ・オオヒシクイとしての選定

注4 オオムシクイとしての選定

表 3.1-15 動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^注				
				A	B	C	D	E
1	有鱗	ナミヘビ	シロマダラ					LP
計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種

※ 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和7年度生物リスト」（2025 年、国土交通省）に準拠した。

注 選定基準は、表 3.1-11 に対応する。

表 3.1-16 動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ				NT	NT
2			クロサンショウウオ				NT	NT
3			バンダイハコネサンショウウオ				NT	NT
-			ハコネサンショウウオ属の一種 ^{注2}				NT ^{注3}	NT ^{注4}
4		イモリ	アカハライモリ				NT	NT
5	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル					NT
6		アカガエル	ニホンアカガエル					NT
7			トノサマガエル				NT	VU
8			トウキョウダルマガエル				NT	VU
9		アオガエル	モリアオガエル					NT
10			カジカガエル					NT
-	2 目	5 科	10 種	0 種	0 種	0 種	6 種	10 種

※ 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和7年度生物リスト」（2025 年、国土交通省）に準拠した。

注 選定基準は、表 3.1-11 に対応する。

注2 新潟県におけるハコネサンショウウオは、ハコネサンショウウオ・バンダイハコネサンショウウオ・タダミハコネサンショウウオに分類されるが、ハコネサンショウウオとバンダイハコネサンショウウオの分布境界が新発田市周辺に存在すること、分布の実態が不明瞭なことから、本図書ではハコネサンショウウオもしくはバンダイハコネサンショウウオの可能性のあるものとしてハコネサンショウウオ属を整理した。タダミハコネサンショウウオは分布域に限られるため、除外した。

注3 「バンダイハコネサンショウウオ」としての選定

注4 「ハコネサンショウウオ」、「バンダイハコネサンショウウオ」としての選定

表 3.1-17(1) 動物の重要な種 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
1	トンボ(蜻蛉)	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ				EN	VU
2		イトトンボ	オオセスジイトトンボ				EN	EN
3		モノサシトンボ	オオモノサシトンボ			指定	EN	EN
4		ヤンマ	アオヤンマ				NT	NT
5			マダラヤンマ				NT	VU
6			カトリヤンマ					VU
7		サナエトンボ	キイロサナエ				NT	VU
8			ホンサナエ					VU
9			ナゴヤサナエ				VU	NT
10			メガネサナエ				VU	EN
11		エゾトンボ	トラフトンボ					NT
12		トンボ	ベッコウトンボ ^{注2}		国内		CR	EX
13			マダラナニワトンボ				EN	EN
14			オオキトンボ				EN	EN
15	バッタ(直翅)	キリギリス	オオクサキリ					NT
16			カヤキリ					NT
17	カメムシ(半翅)	セミ	アカエゾゼミ					NT
18			ハルゼミ					NT
19		ヨコバイ	ババオオヨコバイ					LP
20		グンバイムシ	コリヤナギグンバイ				DD	VU
21		ハナカメムシ	ズイムシハナカメムシ				NT	VU
22		ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ				NT	
23		キンカメムシ	オオキンカメムシ					LP
24		イトアメンボ	イトアメンボ				VU	NT
25		ミズムシ(昆)	ホッケミズムシ				NT	
26		コオイムシ	コオイムシ				NT	NT
27			タガメ		特二		VU	EN
28		タイコウチ	タイコウチ					EN
29	チョウ(鱗翅)	ボクトウガ	ハイロボクトウ				NT	
30		セセリチョウ	ヘリグロチャバネセセリ					NT
31		シジミチョウ	ヒメシジミ本州・九州亜種				NT	NT ^{注3}
32			ミヤマシジミ				EN	VU
33		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン				VU	
34			ベニヒカゲ本州亜種				NT	NT ^{注4}
35			ヒカゲチョウ					VU
36			コジャノメ ^{注5}					NT
37			ホシミスジ東北・中部地方亜種					NT ^{注6}
38			オオムラサキ				NT	NT
39		アゲハチョウ	ギフチョウ				VU	NT
40		シャクガ	ババエダシャク					LP
41		ヤママユガ	オナガミズアオ本土亜種				NT ^{注7}	
42			シンジュサン本州以西亜種					LP ^{注8}
43		ヒトリガ	キハダカノコ					NT
44			シロホソバ				NT	
45		ヤガ	ハマヤガ				NT	NT
46			ヌマベウスキョトウ				VU	
47			ギンモンアカヨトウ				VU	
48			マガリスジコヤガ				VU	
49	コウチュウ(鞘翅)	オサムシ	アカガネオサムシ本州亜種				VU	NT ^{注9}
50			マークオサムシ				VU ^{注10}	EN
51			クチキゴミムシ ^{注5}				VU	
52			エチゴトックリゴミムシ				NT	NT
53		ハンミョウ	ハラビロハンミョウ				VU	NT
54			カワラハンミョウ				EN	NT

表 3.1-17(2) 動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
55	コウチュウ(鞘翅)	ハンミョウ	アイヌハンミョウ				NT	EN
56		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ		特二		VU	NT
57			マルコガタノゲンゴロウ ^{注5}		国内		CR	
58			コガタノゲンゴロウ				VU	NT
59			シャープゲンゴロウモドキ		国内		CR	EN
60			キベリクロヒメゲンゴロウ				NT	
61			コウベツブゲンゴロウ				NT	
62			ルイスツブゲンゴロウ				VU	
63		ミズスマシ	オオミズスマシ				NT	
64			コミズスマシ				EN	
65			ミズスマシ ^{注5}				VU	
66		コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ				VU	
67		ガムシ	コガムシ				DD	
68			エゾコガムシ				NT	NT
69		クワガタムシ	オオクワガタ				VU	NT
70		コガネムシ	アラメエンマコガネ				NT	VU
71			オオチャイロハナムグリ				NT	NT
72		ヒメドロムシ	セマルヒメドロムシ				VU	EN
73			アカツヤドロムシ				EN	EN
74		カミキリムシ	クロホソコバネカミキリ					NT
75		ハムシ	オオルリハムシ				NT	NT
76	ハチ(膜翅)	セイボウ	オオセイボウ				DD ^{注11}	NT
77		スズメバチ	ヤマトアシナガバチ				DD	
78			モンスズメバチ ^{注5}				DD	
79		ギングチバチ	アカオビケラトリバチ ^{注5}				NT ^{注12}	
80			ニトベギングチ				DD	NT
81			フクイジガバチモドキ				DD	
82		ドロバチモドキ	キアシハナダカバチモドキ				VU	NT
-	6 目	42 科	82 種	0 種	5 種	1 種	64 種	59 種

※ 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和7年度生物リスト」(2025年、国土交通省)に準拠した。

注1 選定基準は、表 3.1-11 に対応する。

注2 「新潟県レッドデータブック」(2001、新潟県)によれば、1950年代にベッコウトンボが豊栄市「葛塚町付近」(福島潟)などで確認記録があったものの、その後50年近く記録がなく、新潟県では絶滅したと考えられると記載とされている。本図書においては福島潟において過去に確認があったことから、確認種に含めた。

注3 「ヒメシジミ」としての選定

注4 「ベニヒカゲ」としての選定

注5 「福島潟昆虫相調査報告書」(2009、廣井聡)の福島潟昆虫目録において「福島潟の自然」(1982、阿部利夫)を出典として記録された種であるが、「福島潟昆虫相調査報告書」(2009、廣井聡)内で「福島潟の自然」(1982、阿部利夫)について「トンボ目に限ってみても、ヒメトンボやコフキショウジョウトンボなど明らかに同定間違いと思われる種を含んでいる。この報告書は、地元葛塚中学校生徒が中心となって作成したもので、昆虫類の近似種の同定の力量には疑問もある。しかしこの報告書は昆虫類のみならず多くの生物種の報告であり、また昆虫類でも多くの目にわたって記録がある。今回検することができた文献が多くないので、引用することにした。この目録では、種ごとのデータの出典を明らかにしたので、記録の信憑性は閲覧者それぞれの判断にゆだねたい。」と記載されている。

注6 「ホシミスジ」としての選定

注7 「オナガミズアオ」としての選定

注8 「シンジュサン」としての選定

注9 「アカガネオサムシ」としての選定

注10 「マークオサムシ本州亜種」としての選定

注11 「オオセイボウ本土亜種」としての選定

注12 「アカオビケラトリ」としての選定

表 3.1-18 動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類				VU ^{注2}	NT ^{注3}
2			カワヤツメ				VU	VU
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ				EN	VU
4	コイ	コイ	ヤリタナゴ				NT	NT
5			キタノアカヒレタビラ				EN	VU
6			ジュウサンウグイ				LP ^{注4}	VU
7			ウケクチウグイ				EN	VU
8		ドジョウ	ドジョウ類				DD・NT ^{注5}	
9		フクドジョウ	ホトケドジョウ				EN	VU
10	ナマズ	アカザ	アカザ				VU	NT
11	サケ	キュウリウオ	ワカサギ					NT
12		サケ	ニッコウイワナ				DD	NT
13			サクラマス(ヤマメ)				NT	NT
14	トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ				LP ^{注6}	EN
15			トミヨ				LP ^{注7}	EN ^{注8}
16	ダツ	メダカ	キタノメダカ				VU	NT
17	スズキ	カジカ	カマキリ				VU ^{注9}	NT ^{注9}
18			カジカ				NT ^{注10}	NT ^{注10}
19			カジカ中卵型				EN	VU
20		ハゼ	シロウオ				VU	VU
21			ゴクラクハゼ					LP
22			ビリンゴ					VU
23			ジュズカケハゼ				NT	VU ^{注11}
-	8 目	12 科	23 種	0 種	0 種	0 種	20 種	22 種

※ 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和7年度生物リスト」(2025年、国土交通省)に準拠した。

注1 選定基準は、表 3.1-11 に対応する。

注2 「スナヤツメ北方種」、「スナヤツメ南方種」としての選定

注3 「スナヤツメ(北方種・南方種)」としての選定

注4 「本州のジュウサンウグイ」としての選定

注5 「キタドジョウ」(DD) 及び「ドジョウ」(NT) としての選定

注6 「本州のニホンイトヨ」としての選定

注7 「本州のトミヨ属淡水型」としての選定

注8 「トミヨ属淡水型」としての選定

注9 「カマキリ(アユカケ)」としての選定

注10 「カジカ大卵型」としての選定

注11 「ジュズカケハゼ広域分布種」としての選定

表 3.1-19 動物の重要な種（底生動物）

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
						A	B	C	D	E
1	軟体動物	二枚貝	イシガイ	イシガイ	カラスガイ				EN	NT
2					マツカサガイ 広域分布種				NT ^{注2}	NT
3			マルスダレ ガイ	シジミ	マシジミ				VU	EN
4		腹足	タニシ	タニシ	マルタニシ				VU	NT
5					オオタニシ				NT	NT
6			モノアラ ガイ	モノアラガイ	モノアラガイ				NT	NT
7	節足動物	軟甲	エビ	ヌマエビ	ミゾレヌマエビ					VU
8					ヌカエビ					VU
9				テナガエビ	テナガエビ					NT
10					スジエビ					NT
11				ベンケイガニ	クロベンケイガニ					NT
12				ムツハアリアケ ガニ	アリアケモドキ					VU
-	2 門	3 綱	5 目	8 科	12 種	0 種	0 種	0 種	6 種	12 種

※ 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和7年度生物リスト」（2025年、国土交通省）に準拠した。

注1 選定基準は、表 3.1-11 に対応する。

注2 「マツカサガイ」としての選定

表 3.1-20 動物の重要な種（陸産貝類）

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
						A	B	C	D	E
1	軟体動物	腹足	エゾタマキビ	イツマデガイ	ヤマママメタニシ				CR+EN	VU
2					ニクイロシブキツボ				NT	NT
3			マイマイ	オカモノアラ ガイ	ナガオカモノアラガイ				NT	NT
4				シタラ	カズマキベッコウ				DD	NT
5				ナンバンマイ マイ	オウウケマイマイ					NT
6					エチゴマイマイ			指定	VU	EN
7					エムラマイマイ				VU	EN
8					ウロコビロウドマイマイ				NT	NT
-	1 門	1 綱	2 目	4 科	8 種	0 種	0 種	1 種	7 種	8 種

※ 目名と科名の分類・配列は「Biology and Evolution of the Mollusca」で提唱された軟体動物の分類体系と和名の対応

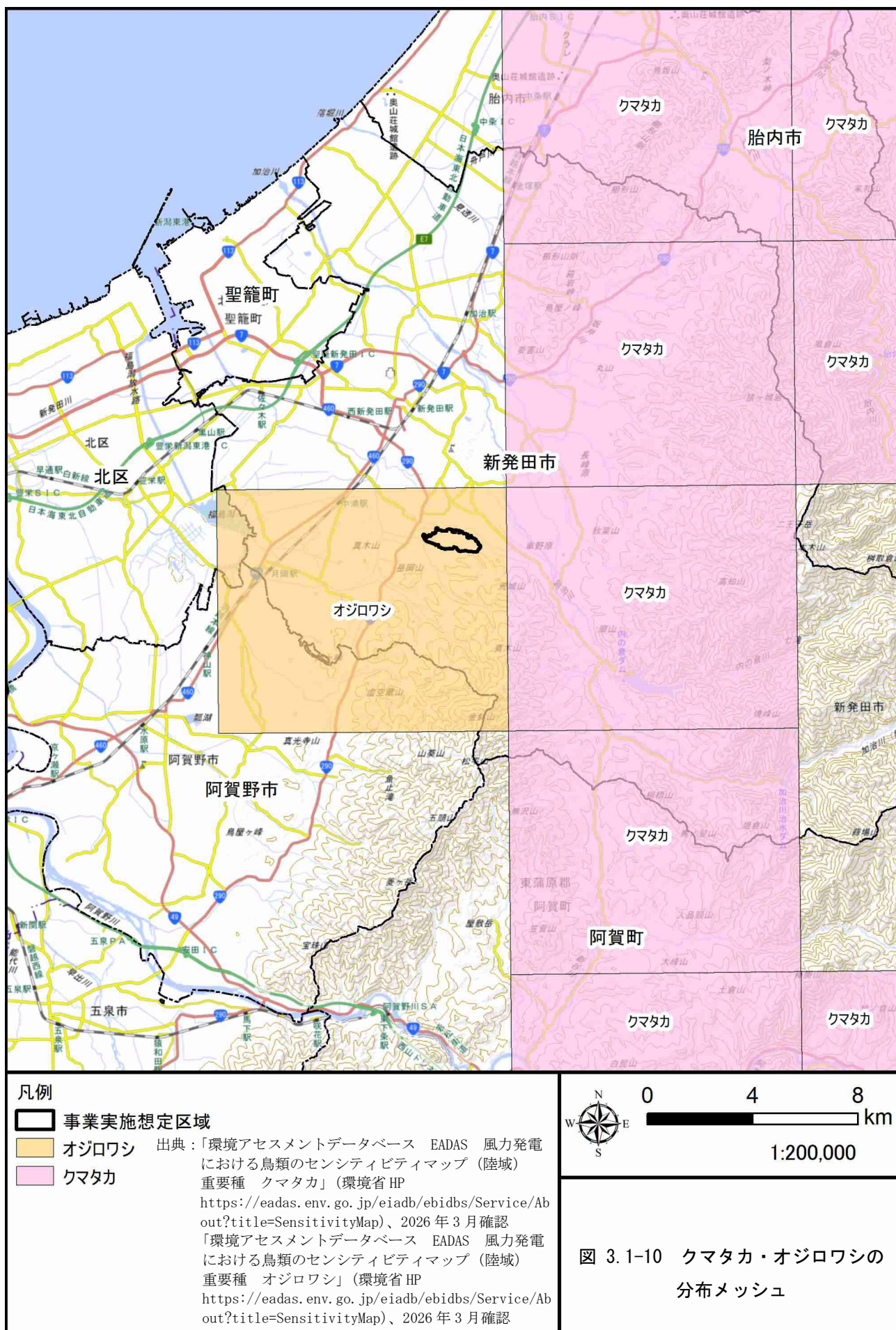
Molluscan Diversity」（2021年、福田宏）に準拠し、和名・学名は「陸・淡水産腹足類日本固有種目録（2018年3月版）」（2018年、亀田勇一）や「環境省レッドリスト2020」（2020年、環境省）、「岡山県野生生物目録2019」（2019年、岡山県）を参考にした。

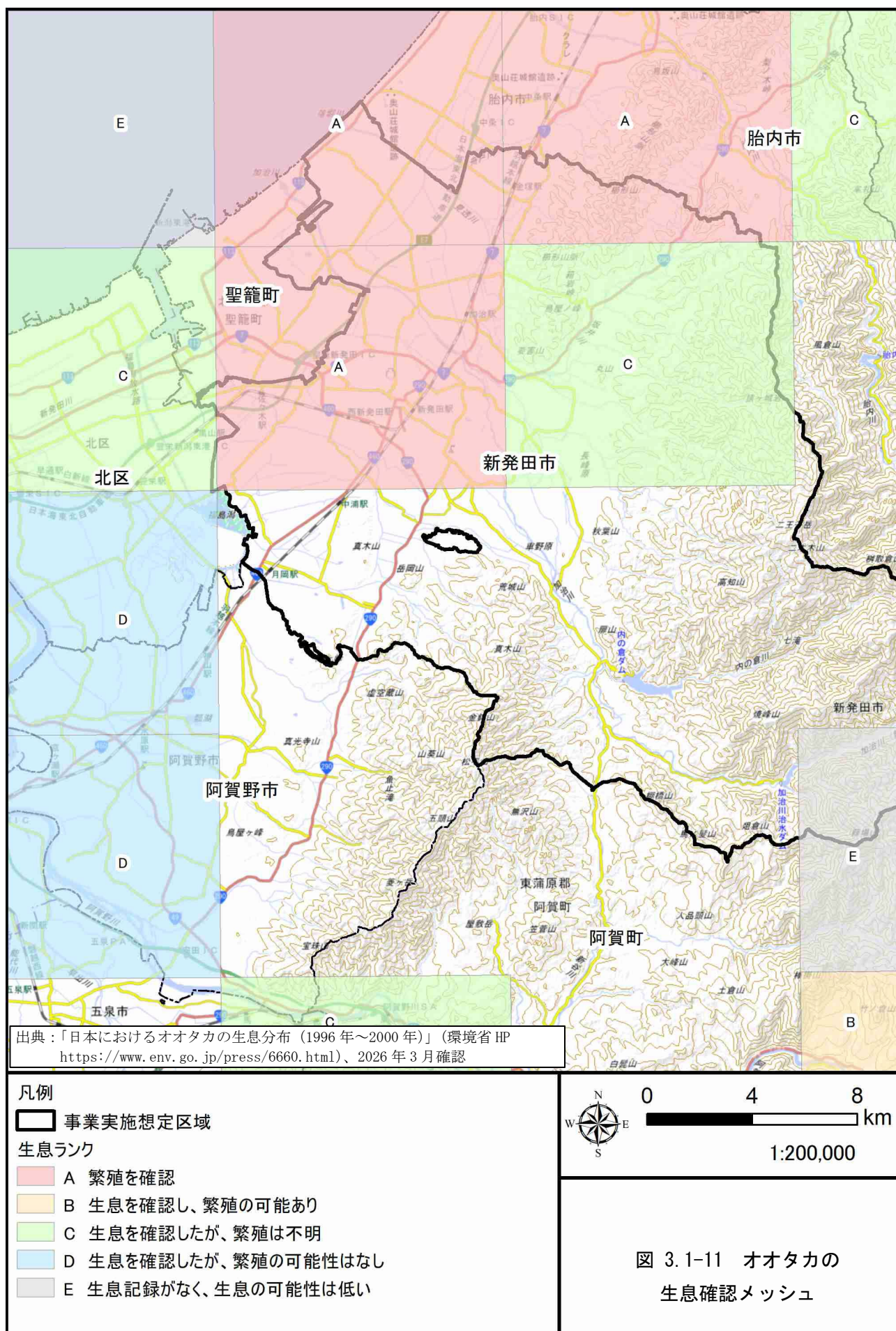
注1 選定基準は、表 3.1-11 に対応する。

イ. 希少猛禽類の生息分布

希少猛禽類各種の生息確認の状況は、図 3.1-10～図 3.1-11 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカ、オジロワシの分布メッシュ及びオオタカの生息確認メッシュがあり、特にオオタカは「A 繁殖を確認」メッシュが事業実施想定区域の北側に存在する。オジロワシについては、事業実施想定区域と分布メッシュが重複している。





ウ. 動物の注目すべき生息地

a. 動物のその他の注目すべき生息地

文献その他の資料調査により確認した事業実施想定区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地の一覧は表 3.1-21 に、動物の注目すべき生息地の位置は図 3.1-12 に示すとおりである。なお、動物の注目すべき生息地は、基本的に事業実施想定区域の周囲 300m を含む図 3.1-12

(1) の範囲に含まれる地点を抽出したが、福島潟については重要湿地や重要野鳥生息地（IBA）に指定されている等の重要性を考え、動物の注目すべき生息地とした。

事業実施想定区域及びその周囲には、重要湿地、鳥獣保護区、重要野鳥生息地（IBA）、KBA（保護地域内）、KBA（保護地域外）、集団飛来地ランク 3 が分布している。事業実施想定区域内は、集団飛来地ランク 3 となっている。

表 3.1-21 動物の注目すべき生息地の一覧

名称	選定基準 ^注					備考
	G	H	I	K	L	
福島潟	重要湿地	鳥獣保護区	IBA	保護地域内		重要湿地の選定理由等は表 3.1-22 に示すとおり。KBA（保護地域内）は「佐方・福島潟・瓢湖国指定鳥獣保護区」としての選定。
松浦		鳥獣保護区				－
五十公野公園		鳥獣保護区				－
越後平野				保護地域外		「佐方・福島潟・瓢湖国指定鳥獣保護区」を含む。
ガン類、ハクチョウ類、カモ類、鳥獣保護区（国指定）					3	バードストライクと関連性が高い重要種の分布が注意喚起メッシュに示されており、当該メッシュではチュウヒ、オジロワシが分布するとされている。
ハクチョウ類、鳥獣保護区（国指定）					3	バードストライクと関連性が高い重要種の分布が注意喚起メッシュに示されているが、当該メッシュに分布するとされる重要種はない。
鳥獣保護区（国指定）					3	バードストライクと関連性が高い重要種の分布が注意喚起メッシュに示されており、当該メッシュではイヌワシが分布するとされている。

注 選定基準は、表 3.1-12 に対応する。

表 3.1-22 （参考）重要湿地の選定理由等

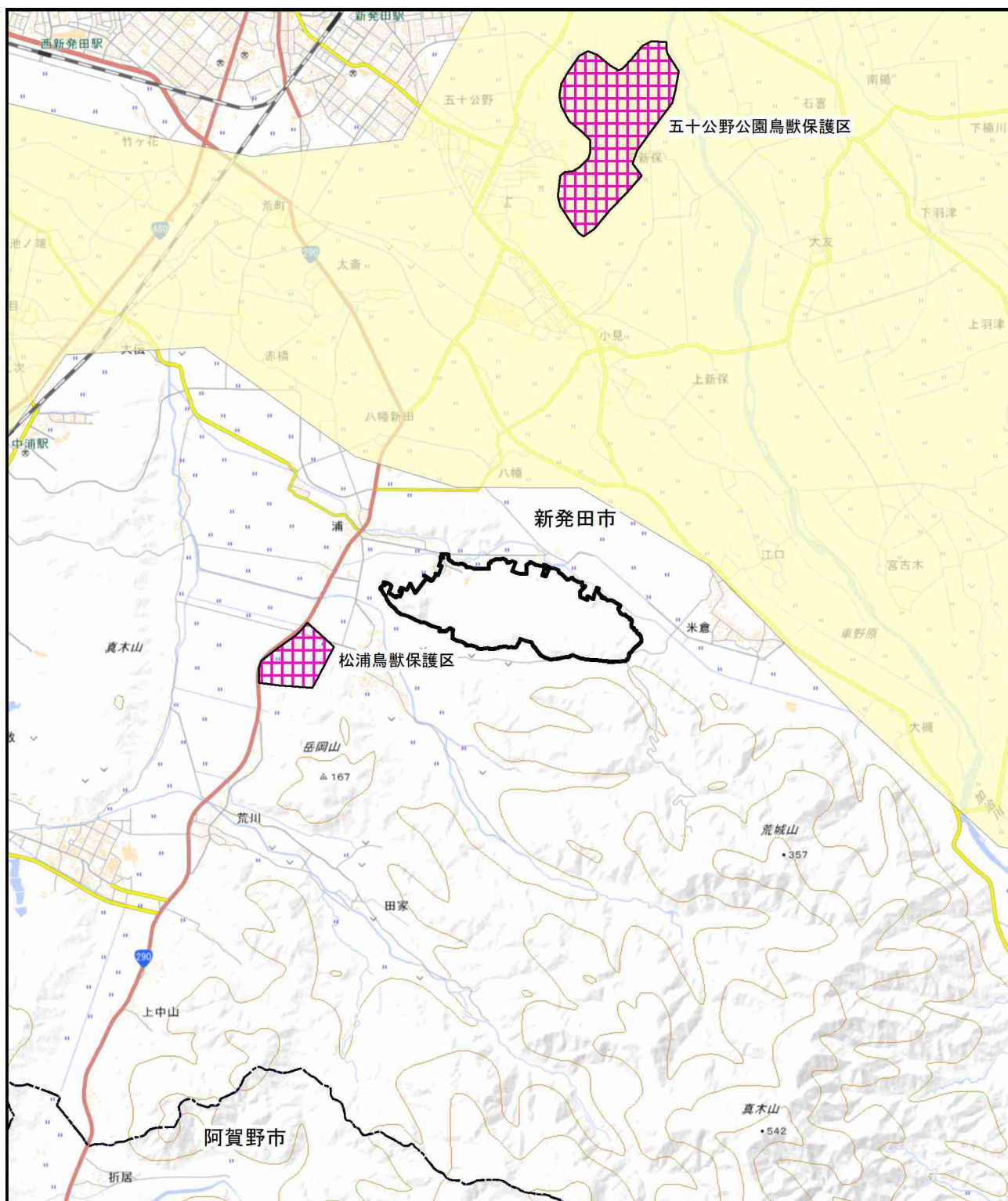
生息・生育域	生物分類群	選定理由	選定基準 ^注
福島潟とその周辺水田	ガンカモ類	コハクチョウ、ヒシクイ（亜種オオヒシクイ）、マガン、シジュウカラガン、マガモ、コガモの渡来地。	2、4
福島潟のウケクチウグイ生息地	淡水魚類	ウケクチウグイの生息地。	2

出典：「重要湿地」選定の方法（環境省 HP https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/sentei.html）2026 年 4 月確認
「重要湿地」 No.222 福島潟及び瓢湖（環境省 HP

https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/wetland/w222.html）2026 年 4 月確認

注 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合

基準 4：特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体群が生息する場合



凡例

- 事業実施想定区域
- 鳥獣保護区
- KBA(保護地域外)

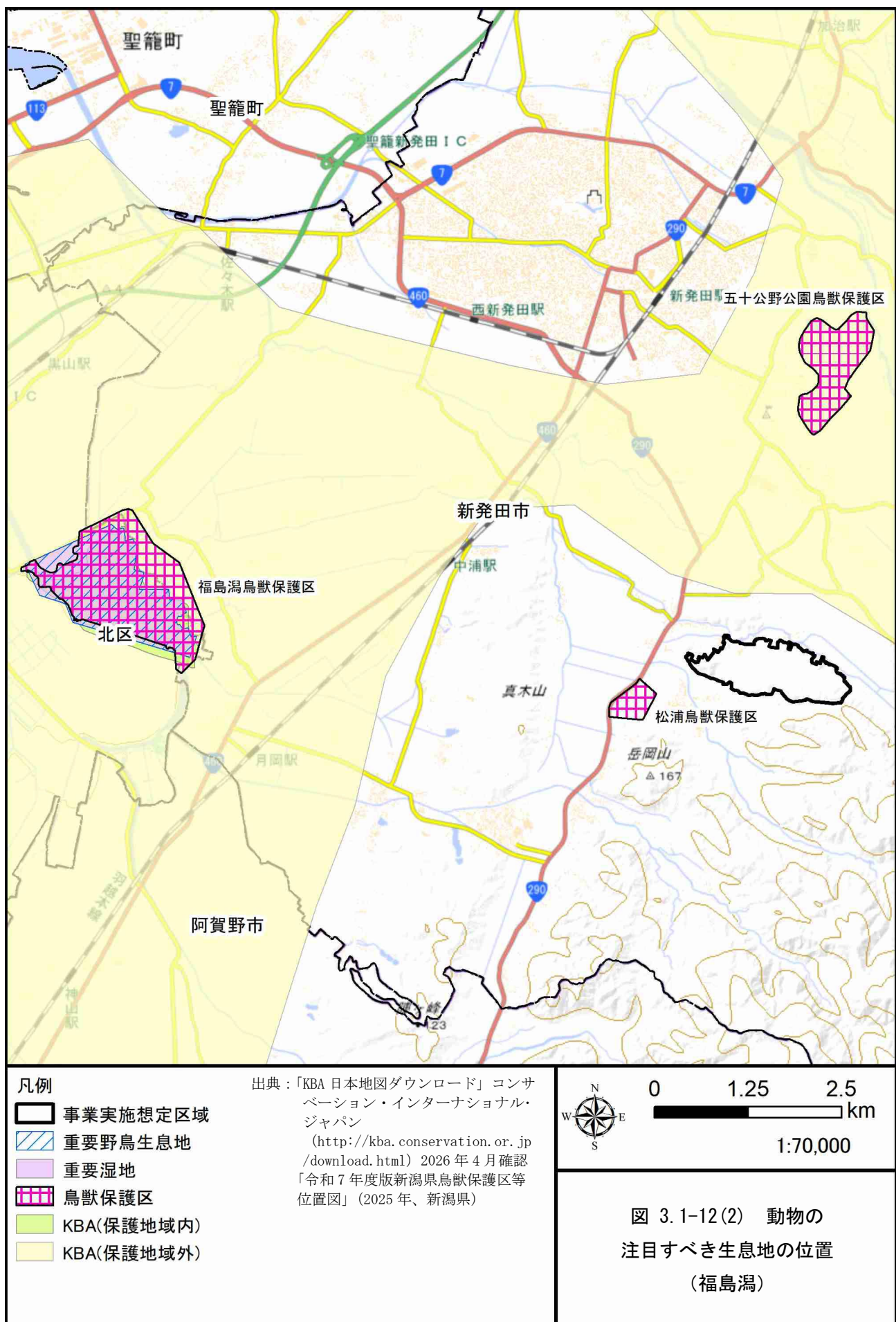
出典：「KBA 日本地図ダウンロード」 コンサベーション・インターナショナル・
 ジャパン (<http://kba.conservation.or.jp/download.html>) 2026 年 4
 月確認
 「令和 7 年度版新潟県鳥獣保護区等位置図」(2025 年、新潟県)

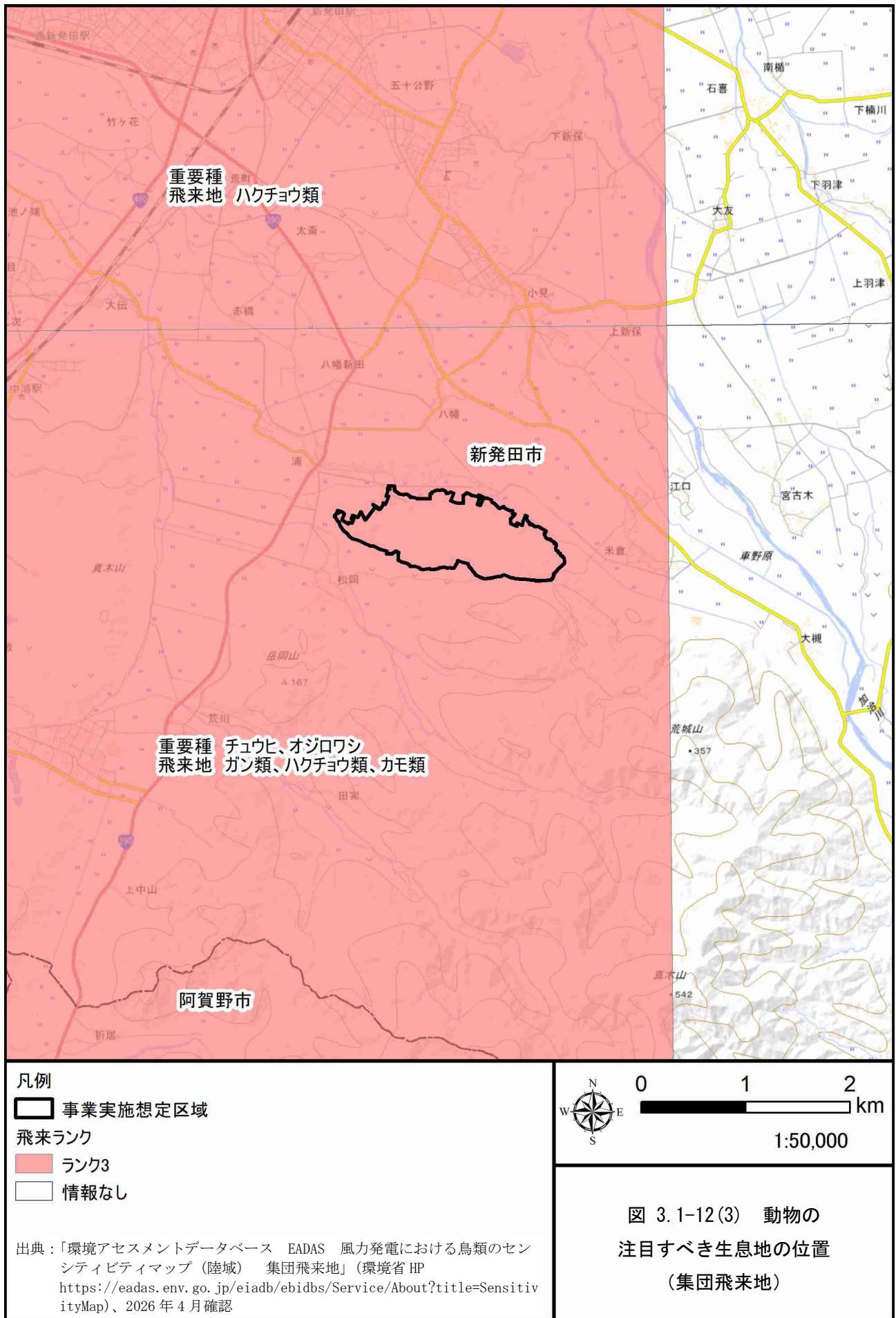


0 1 2 km

1:50,000

図 3.1-12(1) 動物の
 注目すべき生息地の位置





(2) 植物の生育状況

事業実施想定区域及びその周囲の植物の生育状況を把握するに当たり収集した植物に係る文献その他の資料は、表 3.1-23 に示すとおりである。なお、原則として、これらの文献において新発田市での生息情報の記載のある種をとりあげることとしたが、福島潟等の複数の市にまたがり新発田市に含まれる場所において生息情報がある種についてもとりあげることとした。「1」及び「2」の資料では、「北浦」での生息情報の記載のある種についてもとりあげることとした。

表 3.1-23 植物の生育状況を把握するに当たり収集した植物に係る文献その他の資料

No.	収集文献
1	「レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-」(2001 年、新潟県)
2	「新潟県第 2 次レッドリスト(新潟県の保護上重要な野生生物の種のリスト) 植物(維管束植物及びコケ植物)編」(2014 年、新潟県)
3	「新潟のすぐれた自然 新潟県自然環境保全資料策定調査書 植物編」(1983 年、新潟県)
4	「続・新潟のすぐれた自然 新潟県自然環境保全資料策定調査書 植物編」(1993 年、新潟県)
5	「福島潟・瓢湖 自然環境総合調査報告書(総集編)」(1975 年、豊栄市・水原市)
6	「新潟の自然 第 1 集」(1968 年、新潟の自然刊行委員会)
7	「新潟の自然 第 2 集」(1972 年、新潟の自然刊行委員会)
8	「新潟の自然 第 3 集」(1968 年、新潟の自然刊行委員会) 注
9	「平成 18 年 福島潟河川改修事業環境保全対策検討会議資料」(2006 年、新潟県)
10	「福島潟の植物 300 種 改訂版」(2018 年、ねっとわーく福島潟)
11	「新潟県植物分布図集 第 1 集」(1980 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 2 集」(1981 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 3 集」(1982 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 4 集」(1983 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 5 集」(1984 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 6 集」(1985 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 7 集」(1986 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 8 集」(1987 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 9 集」(1988 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 10 集」(1989 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 11 集」(1990 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 12 集」(1991 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 13 集」(1992 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 14 集」(1993 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 15 集」(1994 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 16 集」(1995 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 17 集」(1996 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 18 集」(1997 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 19 集」(1999 年、植物同好じねんじょ会) 「新潟県植物分布図集 第 20 集」(2000 年、植物同好じねんじょ会)

注 対象分類群の情報は記載されていたものの該当地域における種の生息情報はなかった。

(a) 植物相の状況

事業実施想定区域及びその周囲を対象とした文献その他の資料による植物相の概況は、表 3.1-24 に示すとおりである。なお、植物の確認種一覧は資料編に示す。コケ植物 6 科 7 種、シダ植物 24 科 154 種、裸子植物 3 科 14 種、被子植物 134 科 1,286 種で、合計 167 科 1,461 種の植物を確認した。

表 3.1-24 文献その他の資料による植物相の概況

分類群名		科数	種数	主な確認種
コケ植物		6 科	7 種	トウヨウチョウセンゴケ、オオトラノオゴケ、ミドリイヌエボウシゴケ、コクサゴケ、チヂミカヤゴケ、マキノゴケ、イチョウウキゴケ
シダ植物		24 科	154 種	ヤチスギラン、イワヒバ、ミズニラ、ゼンマイ、ウラジロ、ウチワゴケ、サンショウモ、ワラビ、イワヘゴ、シノブ 等
種子植物	裸子植物	3 科	14 種	アカマツ、コメツガ、スギ、ハイネズ、ハイイヌガヤ、イチイ 等
	被子植物	134 科	1,286 種	ジュンサイ、オニバス、フタリシズカ、ユキグニカンアオイ、セキシヨウモ、カタクリ、サワラン、カキツバタ、ミクリ、タコノアシ、イヌハギ、スダジイ 等
合計		167 科	1,461 種	

(b) 植生の状況

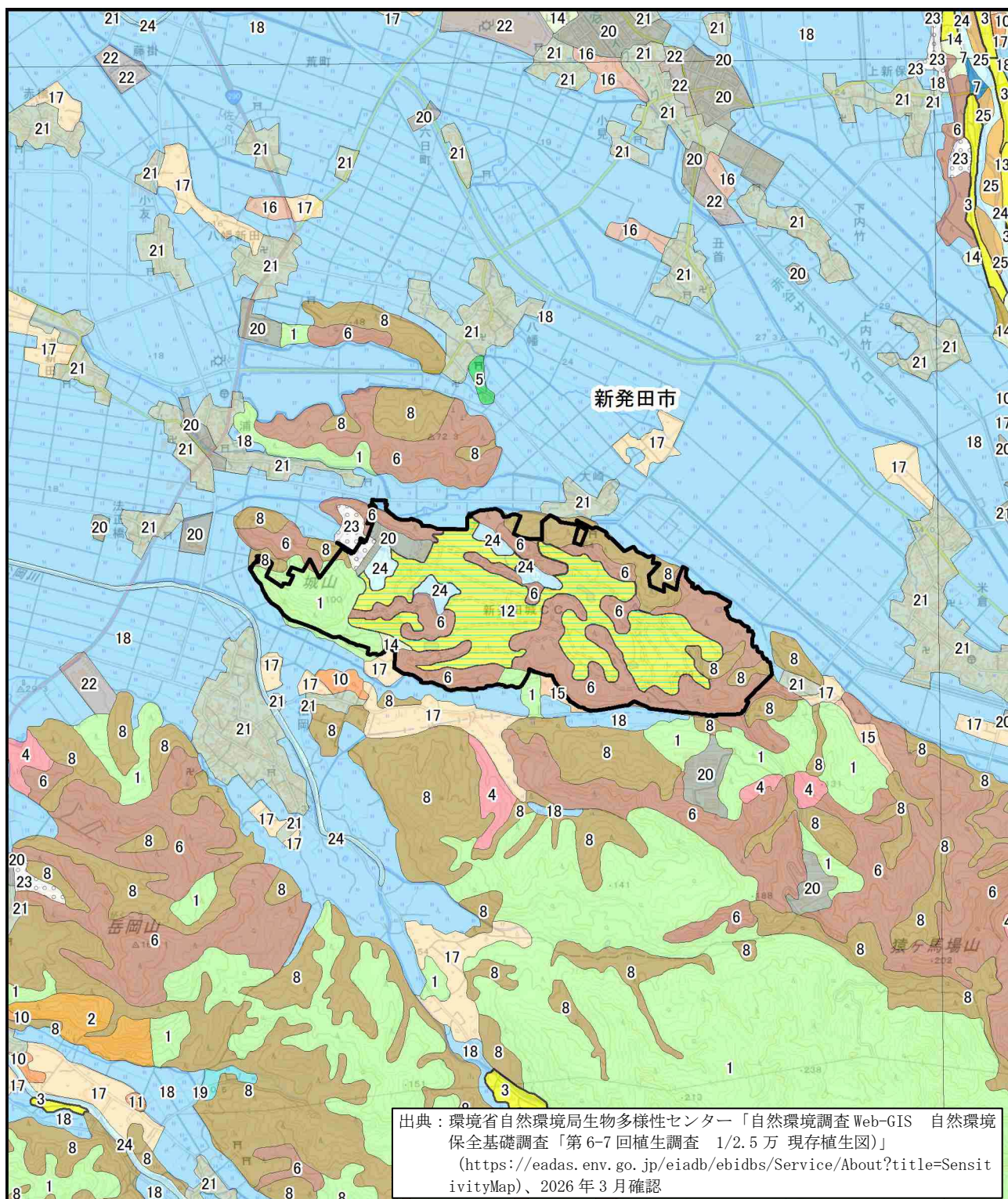
植生図凡例と植生自然度との対応は表 3.1-25 に、事業実施想定区域及びその周囲の現存植生図は図 3.1-13 に、植生自然度図は図 3.1-14 に示すとおりである。

事業実施想定区域は標高約 30～100m に位置し、主に「山麓地」からなる地形により構成されている。事業実施想定区域内は、ゴルフ場として利用されており、主に芝地と樹林で構成され、池が点在するほか、沢や湿地環境等が存在する。

植生の状況は、事業実施想定区域の周囲においては、主に「水田雑草群落」が広く分布し、南側には「スギ・ヒノキ・サワラ植林」、「オクチョウジザクラコナラ群集」及び「ユキグニミツバツツジアカマツ群集」などがみられる。事業実施想定区域内は主に「ゴルフ場・芝地」と「ユキグニミツバツツジアカマツ群集」が広く分布し、西側に「オクチョウジザクラコナラ群集」が分布している。また、「開放水域」が点在している。一部に「造成地」や「路傍・空地雑草群落」が存在する。

表 3.1-25 植生図凡例と植生自然度との対応

植生自然度	区分内容	該当する植生図凡例
1	市街地等	市街地、工場地帯、造成地
2	外来種草原、農耕地（水田・畑）	水田雑草群落、畑雑草群落、緑の多い住宅地
3	外来種植林、農耕地（樹園地）	ニセアカシア群落、モウソウチク林、竹林、果樹園
4	二次草原（背の低い草原）	ゴルフ場・芝地、伐採跡地群落(V)、放棄水田雑草群落、放棄畑雑草群落、路傍・空地雑草群落
5	二次草原（背の高い草原）	ススキ群団(V)、ススキ群団(VII)
6	植林地	クロマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林、その他植林、低木群落、落葉広葉低木群落、
7	二次林	オオバクロモジミズナラ群集、オクチョウジザクラコナラ群集、オニグルミ群落(V)、ユキグニミツバツツジアカマツ群集、
8	—	—
9	自然林	ウラジロヨウラクミヤマナラ群団、クロベキタゴヨウ群落、ケヤキ群落(VI)、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、スギブナ群落、チシマザサブナ群団、テツカエデタカネミズギ群集、なだれ地自然低木群落、ハンノキ群落(VI)、ヤナギ高木群落(VI)、岩角地・風衝地低木群落、
10	自然草原	オオヨモギオオイトドリ群団、カワラハハコヨモギ群団、ツルヨシ群集、ヨシクラス、雪田草原
98	自然裸地	自然裸地
99	開放水域	開放水域



凡例

事業実施想定区域

1 オクチョウジザクラ・コナラ群集

2 落葉広葉低木群落

3 ススキ群団(V)

4 伐採跡地群落(V)

5 ケヤキ群落(VI)

6 ユキグニミツバツツジ・アカマツ群集

7 ヨシクラス

8 スギ・ヒノキ・サウラ植林

9 ニセアカシア群落

10 竹林

11 モウソウチク林

12 ゴルフ場・芝地

13 牧草地

14 路傍・空地雑草群落

15 放棄畑雑草群落

16 果樹園

17 畑雑草群落

18 水田雑草群落

19 放棄水田雑草群落

20 市街地

21 緑の多い住宅地

22 工場地帯

23 造成地

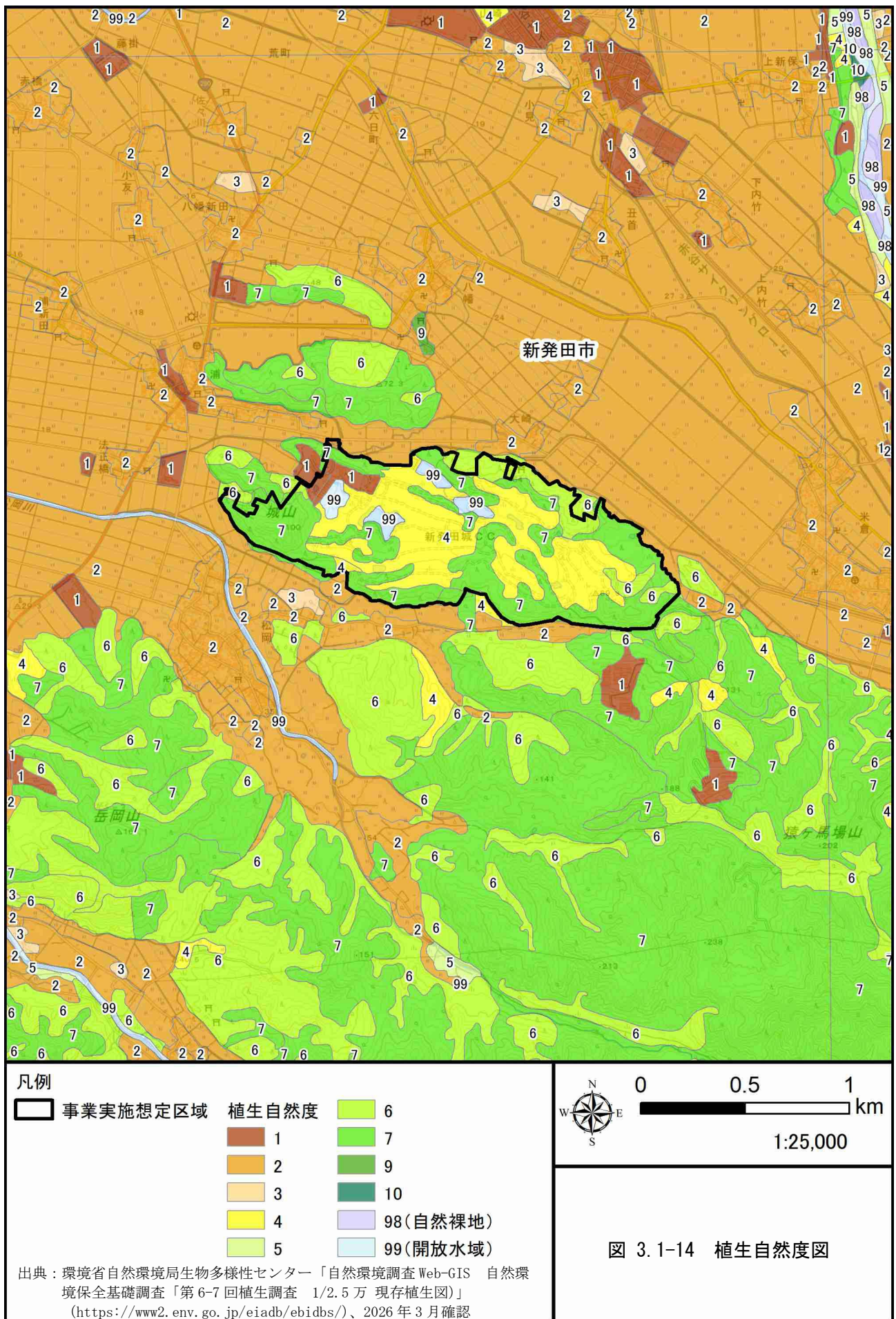
24 開放水域

25 自然裸地



0 0.5 1 km
1:25,000

図 3.1-13 現存植生図



(c) 植物の重要な種及び重要な植物群落等

植物の重要な種及び重要な植物群落等の選定基準は、表 3.1-26 に示すとおりである。

これらの選定基準に基づき、事業実施想定区域及びその周囲の植物の重要な種及び重要な植物群落等を選定した。

表 3.1-26 植物の重要な種及び重要な植物群落等の選定基準

選定基準			カテゴリー	
植物の重要な種	A	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物 (特天) ・天然記念物 (天)	
		「新潟県文化財保護条例」(昭和 48 年新潟県条例第 33 号)	・新潟県天然記念物 (県天)	
		「新発田市文化財保護条例」(昭和 46 年新発田市条例第 37 号)	・新発田市天然記念物 (市天)	
	B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	・国際希少野生動植物種 (国際) ・国内希少野生動植物種 (国内) ・特定第一種国内希少野生動植物種 (特一) ・特定第二種国内希少野生動植物種 (特二)	
	C	「新潟県希少野生動植物保護条例」(令和 3 年新潟県条例第 8 号) の第 10 条に基づき指定された希少野生動植物種	・指定希少野生動植物 (指定)	
	D	「第 5 次レッドリスト (植物・菌類)」(2025 年、環境省)	・絶滅 (EX) ・野生絶滅 (EW) ・絶滅危惧 IA 類 (CR) ・絶滅危惧 IB 類 (EN) ・絶滅危惧 II 類 (VU)	・準絶滅危惧 (NT) ・情報不足 (DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
重要な植物群落等	E	「新潟県第 2 次レッドリスト (新潟県の保護上重要な野生生物の種のリスト) 植物編」(新潟県、2014 年)	・絶滅 (EX) ・野生絶滅 (EW) ・絶滅危惧 I 類 (EN) ・絶滅危惧 II 類 (VU) ・準絶滅危惧 (NT) ・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	
	F	「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)	・原生自然環境保全地域 (原生) ・自然環境保全地域 (自然)	
		「新潟県自然環境保全条例」(昭和 48 年条例第 34 号)	・自然環境保全地域 (県自) ・緑地環境保全地域 (緑地)	
	G	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/) に基づく重要度の高い湿地 (重要湿地)、2026 年 4 月確認	・重要湿地	
	H	「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(2000 年、環境庁)	・特定植物群落	
巨樹・巨木林等	A (再掲)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物 (特天) ・天然記念物 (天)	
		「新潟県文化財保護条例」(昭和 48 年新潟県条例第 33 号)	・新潟県天然記念物 (県天)	
		「新発田市文化財保護条例」(昭和 46 年新発田市条例第 37 号)	・新発田市天然記念物 (市天)	
	J	「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」(2001 年、環境庁)	・巨樹・巨木林	

ア. 植物の重要な種

選定基準に基づき選定した植物の重要な種は、表 3.1-27 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲において、重要な植物として 257 種を確認した。

表 3.1-27(1) 植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
1	コケ植物	ウキゴケ	イチョウウキゴケ				NT	NT
2	シダ植物	ヒカゲノカズラ	ヤチスギラン					VU
3			チシマヒカゲノカズラ				EN	EN
4			スギカズラ					VU
5			スギラン				VU	EN
6		イワヒバ	ヒモカズラ					VU
7			イワヒバ					VU
8		ミズニラ	ヒメミズニラ				NT	EN
9			ミズニラ				NT	EN
10		トクサ	ミズドクサ					VU
11			トクサ					NT
12		ハナヤスリ	コハナヤスリ					VU
13		コケシノブ	アオホラゴケ					VU
14			キヨスミコケシノブ					VU
15		ウラジロ	コシダ					VU
16			ウラジロ					NT
17		デンジソウ	デンジソウ				NT	EW
18		サンショウモ	サンショウモ				NT	VU
19		ホングウシダ	ホラシノブ					VU
20		コバノイシカグマ	オオフジシダ					VU
21		イノモトソウ	タキミシダ				VU	EN
22			ヒメミズワラビ					NT ^{注2}
23			リシリシノブ				NT	
24		ナヨシダ	ウスヒメワラビ					VU
25		チャセンシダ	クモノスシダ					VU
26			イワトラノオ					VU
27		ヒメシダ	タチヒメワラビ					LP
28		メシダ	オクヤマワラビ					LP
29			サキモリイヌワラビ					VU
30			タニイヌワラビ					VU
31			ミヤマヘビノネゴザ					LP
32			ミヤマノコギリシダ					VU
33		オシダ	オニカナワラビ				CR ^{注3}	VU
34			サイゴクベニシダ					VU
35			マルバベニシダ					VU
36			キヨスミヒメワラビ					VU
37			シロウマイタチシダ				NT	VU
38			ツルテンダ					NT
39			イノデモドキ					VU
40			ヒメカナワラビ					VU
41		シノブ	シノブ					EN
42		ウラボシ	ホテイシダ					NT
43			ヒメサジラン					VU
44	裸子植物	ヒノキ	ハイネズ					VU
45	被子植物-基部被子植物	ジュンサイ	ジュンサイ					VU
46		スイレン	オニバス				VU	VU
47			ヒツジグサ					VU
48			ハンゲショウ					VU
49		ウマノスズクサ	マルバウマノスズクサ				VU	EN
50			ウマノスズクサ					NT
51			ミチノクサイシン				VU	VU
52			ユキグニカンアオイ					NT
53			コシノカンアオイ				NT	NT

表 3. 1-27 (2) 植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
54	被子植物-単子葉植物	クスノキ	ヤマコウバシ					VU
55		サトイモ	マイヅルテンナンショウ				NT	EN
56			ヒトツバテンナンショウ					VU
57			ザゼンソウ					VU
58		オモダカ	サジオモダカ					VU
59			マルバオモダカ				VU	EN
60			アギナシ				NT	NT
61			ウリカワ					VU
62		トチカガミ	マルミスブタ				VU	EN
63			クロモ					VU
64			トチカガミ				NT	VU
65			イバラモ					VU
66			トリゲモ				VU	EN
67			ヒメイバラモ		国内		CR	EN
68			ミズオオバコ				NT	VU
69			コウガイモ					VU
70			セキシウモ					VU
71		ヒルムシロ	エゾヤナギモ					EN
72			コバノヒルムシロ				VU	EN
73			フトヒルムシロ					NT
74			カモガワモ					EN
75			センニンモ					VU
76			オヒルムシロ					VU
77			ササバモ					EN
78		カワツルモ	カワツルモ				NT	EN
79		シュロソウ	クロヒメシライトソウ				VU	VU
80		ユリ	クロユリ					LP
81			ヤマスカシユリ				NT	VU
82			ヒメサユリ				NT	VU
83		ラン	エビネ				NT	VU
84			ナツエビネ				VU	VU
85			キンラン				NT	VU
86			トケンラン				VU	EN
87			ハクサンチドリ					VU
88			イチヨウラン					VU
89			セッコク					EN
90			サワラン			指定		EN
91			コイチヨウラン					VU
92			ミズトンボ				NT	VU
93			ハクウンラン					VU
94			ホクリクムヨウラン					VU
95			ホザキイチヨウラン					VU
96			アリドオシラン					VU
97			サギソウ			指定	NT	EN
98			ミズチドリ					VU
99			キソチドリ(広義)					NT
100			トキソウ			指定	NT	EN
101			ヒトツボクロ					VU
102		アヤメ	ヒメシャガ				NT	NT
103			カキツバタ				NT	VU
104		ヒガンバナ	シロウマアサツキ					NT
105		クサスギカズラ	ヒメイズイ					VU
106		ミズアオイ	ミズアオイ				NT	VU
107		ガマ	エゾミクリ					VU
108			ミクリ				NT	NT
109			オオミクリ				VU	EN
110			ヤマトミクリ				NT	VU
111			タマミクリ				NT	VU
112			ナガエミクリ				NT	NT

表 3.1-27(3) 植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
113	被子植物-単子葉植物	ガマ	ヒメミクリ				VU	VU
114		ホシクサ	クロホシクサ				NT	EN
115		イグサ	ドロイ					VU
116		カヤツリグサ	ハクサンスゲ					LP
117			ミタケスゲ					NT
118			ムジナスゲ					LP
119			ヤガミスゲ					NT
120			ツルスゲ					EW
121			オニナルコスゲ					VU
122			ヒメガヤツリ					LP
123			ミカヅキグサ					VU
124			ミヤマイヌノハナヒゲ					LP
125			シズイ					NT
126			ツルアブラガヤ					NT
127			コシンジュガヤ					VU
128		イネ	タカネノガリヤス					LP
129			カモノハシ					VU
130			トウササクサ					NT
131	被子植物 -真正双子葉植物	マツモ	マツモ(広義)					VU
132		キンポウゲ	オオレイジンソウ					LP
133			ヒメイチゲ					LP
134			エンコウソウ					VU
135			リュウキンカ					VU
136			スハマソウ				NT ^{注4}	NT ^{注4}
137			オキナグサ			指定	NT	EN
138			バイカモ					VU
139		ヤマグルマ	ヤマグルマ					LP
140		スグリ	ヤシヤビシヤク				NT	VU
141		ユキノシタ	アラシグサ					LP
142			フキユキノシタ					VU
143		ベンケイソウ	アズマツメクサ				NT	VU
144		タコノアシ	タコノアシ				NT	VU
145		アリノトウグサ	タチモ				NT	VU
146		マメ	イワオウギ					LP
147			イヌハギ				NT	VU
148		クワ	イタビカズラ					LP
149		バラ	ミヤマダイコンソウ					LP
150			オオウラジロノキ					NT
151			ハマナス					VU
152			フユイチゴ					LP
153			ミヤマフユイチゴ					LP
154			コガネイチゴ					LP
155			チングルマ					LP
156			マルバシモツケ					LP
157		ブナ	スダジイ					LP
158			アカガシ					LP
159			ウラジロガシ					LP
160		カバノキ	サクラバハシノキ				MT	NT
161		ニシキギ	ニシキギ					NT
162			ムラサキマユミ					LP
163			ヒメウメバチソウ					LP
164		トウダイグサ	ノウルシ				NT	VU
165		ヤナギ	マルバヤナギ					VU
166		スマレ	キバナノコマノツメ					LP
167			イソスマレ				VU	VU
168			ツルタチツボスマレ					LP
169			アカネスマレ					VU
170			ヒカゲスマレ					VU
171		オトギリソウ	トモエソウ					VU

表 3.1-27(4) 植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
172	被子植物 -真正双子葉植物	フウロソウ	ハクサンフウロ					LP
173		ミソハギ	ミズマツバ				NT	VU
174			ヒメビシ				VU	VU
175		アカバナ	ミズユキノシタ					NT
176		アブラナ	ハクサンハタザオ					NT
177			ヤマガラシ					LP
178			ミズタガラシ					EN
179			イヌナズナ					LP
180			ハクセンナズナ					LP
181		オオバヤドリギ	マツグミ					VU
182		タデ	ナガバノウナギツカミ				NT	EN
183			サデクサ					VU
184			ヌカボタデ				VU	VU
185			ホソバイヌタデ				NT	VU
186			ネバリタデ					VU
187			ノダイオウ				VU	VU
188		ナデシコ	ハマハコベ					VU
189			タカネツメクサ					LP
190		アジサイ	クサアジサイ					LP
191		サクラソウ	カラタチバナ					VU
192			サワトラノオ				VU	
193			ヤナギトラノオ					EN
194			ハクサンコザクラ					LP
195			オオサクラソウ					VU
196		ツバキ	ナツツバキ					LP
197		イワウメ	イワウメ					LP
198		ツツジ	ツルコケモモ					LP
199			クロマメノキ					LP
200		アカネ	ヒメヨツバムグラ					LP
201			ミヤマキヌタソウ					LP
202		リンドウ	イイデリンドウ				VU	VU
203		マチン	アイナエ					VU
204		キョウチクトウ	チョウジソウ				NT	VU
205			バシクルモン				VU	EN
206			スズサイコ				NT	VU
207		ヒルガオ	マメダオシ				EN	
208		ナス	ヤマホロシ					VU
209		ムラサキ	スナビキソウ					NT
210			ハマベンケイソウ					EN
211			エチゴルリソウ					VU
212		オオバコ	マルパノサワトウガラシ				NT	EN
213			サワトウガラシ					NT
214			アブノメ					VU
215			ハクサンオオバコ					LP
216			ヒシモドキ				EN	EN
217		ゴマノハグサ	ゴマノハグサ				NT	
218			エチゴトラノオ					NT
219		シソ	コムラサキ					VU
220			ミズトラノオ				VU	VU
221			ナミキソウ					NT
222			イブキジャコウソウ					NT
223		ハマウツボ	ミヤマコゴメグサ					LP
224			ハマウツボ				VU	VU
225			ヨツバシオガマ					LP
226		タヌキモ	ノタヌキモ				VU	VU
227			イヌタヌキモ				NT	VU
228			ミミカキグサ					VU
229			ホザキノミミカキグサ					VU
230			フサタヌキモ				VU	EN

表 3.1-27(5) 植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
231	被子植物 -真正双子葉植物	タヌキモ	タヌキモ				NT	VU
232			ヒメタヌキモ				NT	VU
233			ムラサキミミカキグサ				NT	VU
234		モチノキ	ソヨゴ					LP
235		キキョウ	ミヤマシャジン					LP
236			チシマギキョウ					LP
237			サワギキョウ					VU
238			キキョウ				NT	EN
239		ミツガシワ	ミツガシワ					VU
240			ガガブタ				NT	VU
241			アサザ				NT	VU
242		キク	ウサギギク					LP
243			シロヨモギ					EN
244			オケラ					EN
245			イワインテン					LP
246			タカアザミ					NT
247			フジバカマ				NT	VU
248			カワラニガナ				NT	VU
249			ミヤマウスユキソウ					LP
250			オオニガナ					VU
251			アキノハハコグサ				EN	EN
252			ミヤマキタアザミ				VU	VU
253		セリ ガマズミ スイカズラ	オオカサモチ					LP
254			ミヤマシグレ					LP
255			オミナエシ					EN
256			ハクサンオミナエシ					LP
257			タカネマツムシソウ					LP
-	6 類	92 科	257 種	0 種	1 種	4 種	85 種	253 種

※ 種の分類と配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和7年度生物リスト」(2025 年、国土交通省)に準拠した。

※ 重要種 257 種のほかにイワヨモギ(環境省第5次レッドリスト: VU)が確認されているが、自生は北海道のみとされており、本州以南のイワヨモギは法面緑化等で植栽・逸出したものと考えられるため重要種からは除外した。

注1 選定基準は、表 3.1-26 に対応する。

注2 「ミズワラビ」としての指定

注3 「ツルダカナワラビ」としての指定

注4 「ミスミソウ」としての指定

イ. 重要な植物群落等

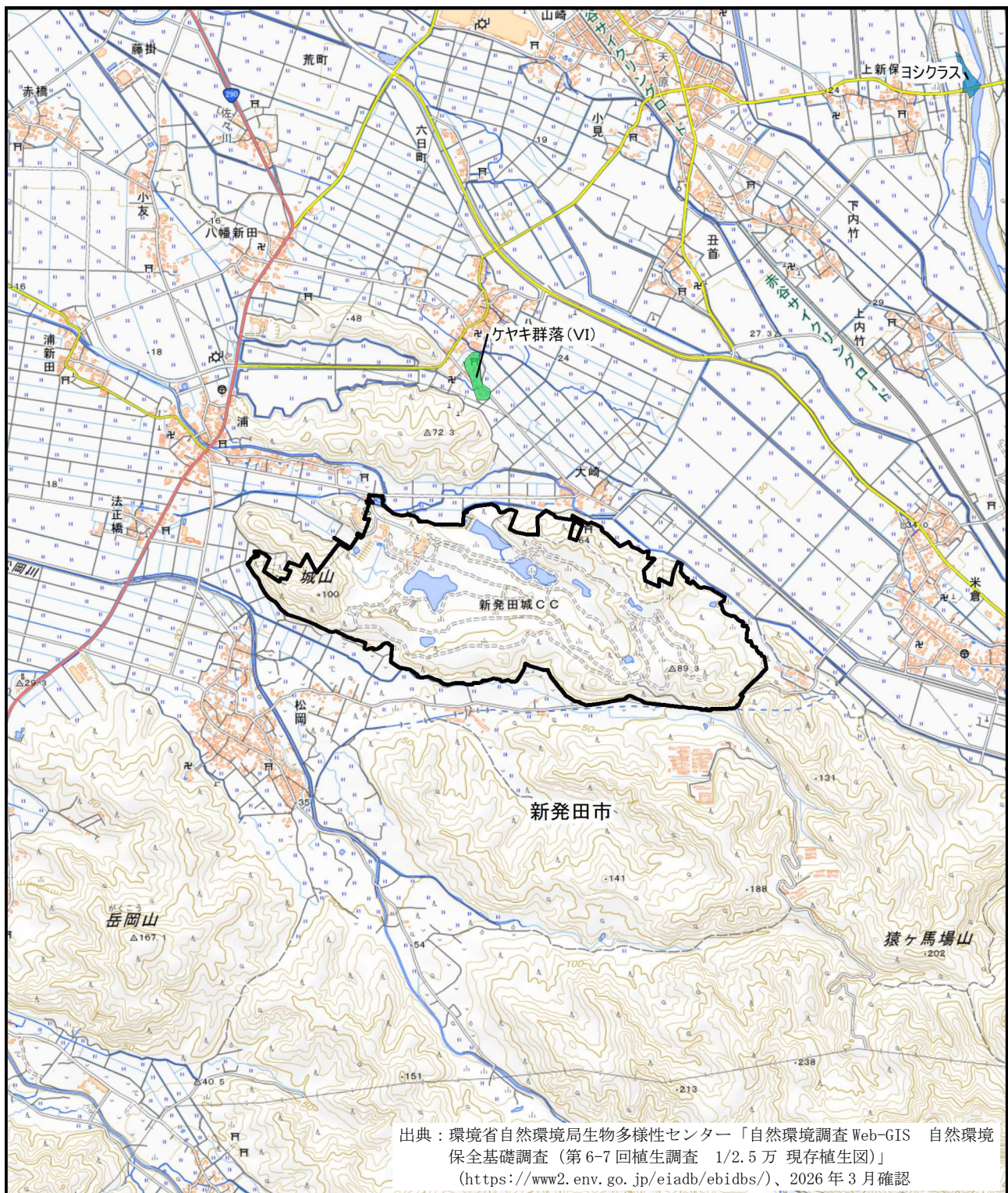
選定基準に基づき選定した重要な植物群落は、表 3.1-28 及び図 3.1-15 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周囲において、重要な植物群落として植生自然度 9 及び植生自然度 10 が分布している。なお、事業実施想定区域内に重要な植物群落は確認されていない。

表 3.1-28 重要な植物群落

名称	選定基準 ^注
	I
ケヤキ群落 (V I)	9
ヨシクラス	10

注 選定基準は、表 3.1-26 に対応する。



凡例

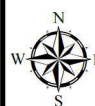
事業実施想定区域

植生自然度10

7 ヨシクラス

植生自然度9

5 ケヤキ群落 (VI)



0 0.5 1 km

1:25,000

図 3.1-15 重要な植物群落

ウ. 巨樹・巨木林等

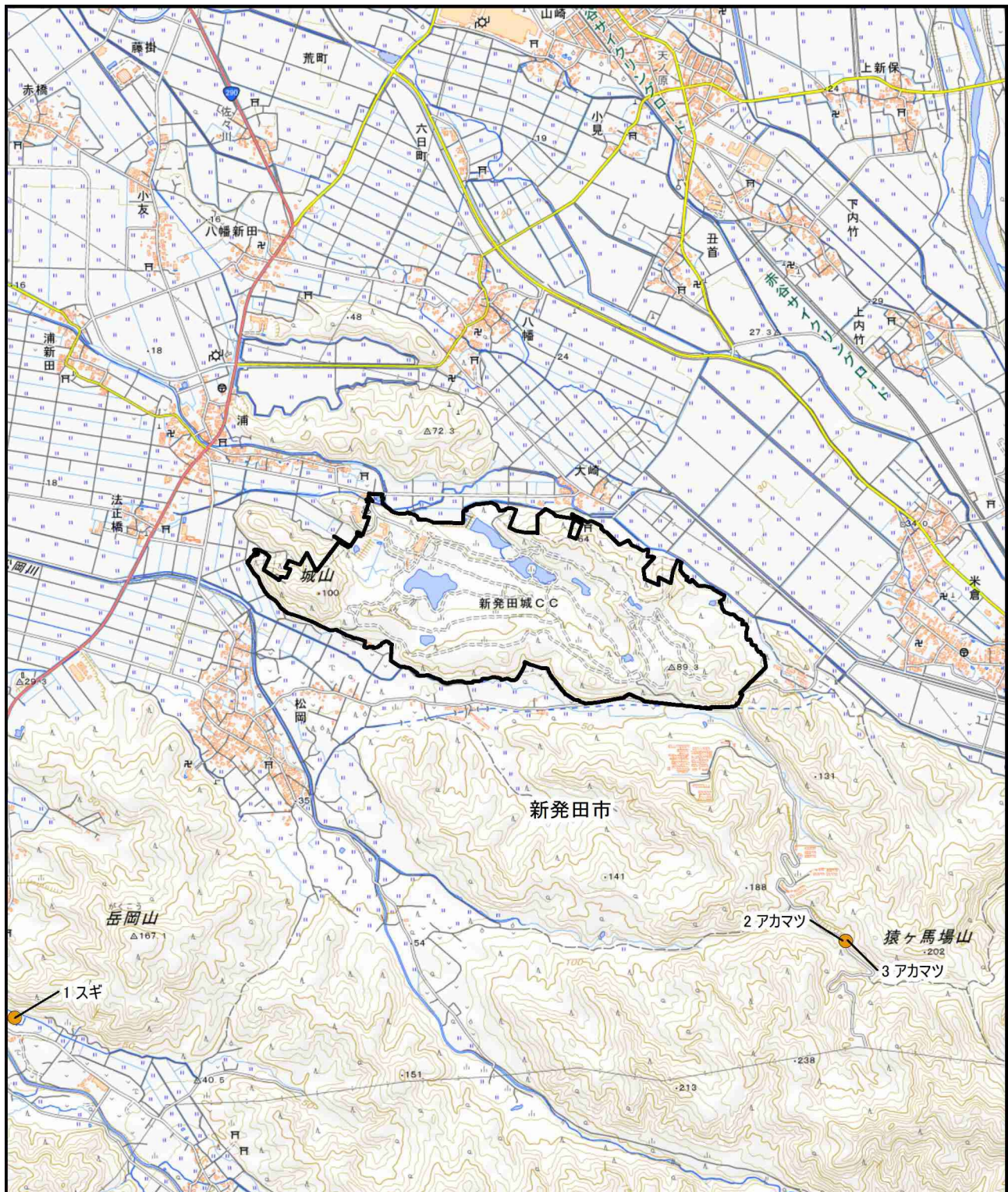
事業実施想定区域及びその周囲の巨樹・巨木林等は表 3.1-29 及び図 3.1-16 に示すとおりである。事業実施想定区域の周囲において、巨樹・巨木林等として巨樹・巨木林が 3 地点存在する。事業実施想定区域内に巨樹・巨木林等は存在しない。

表 3.1-29 巨樹・巨木林等

No.	樹種	名称	樹高 (cm)	樹幹 (cm)	選定基準 ^注
					J
1	スギ	杉坂の樹	470	14	巨樹・巨木林
2	アカマツ	－	300	19	巨樹・巨木林
3	アカマツ	－	300	19	巨樹・巨木林

注 選定基準は、表 3.1-26 に対応する。

出典：「巨樹・巨木林調査（自然環境調査 Web-GIS）」（生物多様性センターHP
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html>）2026 年 4 月確認



凡例

■ 事業実施想定区域

● 巨樹・巨木林



0 0.5 1 km

1:25,000

出典：「巨樹・巨木林調査（自然環境調査 Web-GIS）」（生物多様性センターHP
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html>）2026 年 4 月確認
「新発田市 指定・登録文化財」（新発田市 HP
<https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/bunka/bunkazai/shi/1001545.html>）、2026 年 3 月確認

図 3.1-16 巨樹・巨木林等

(3) 生態系の状況

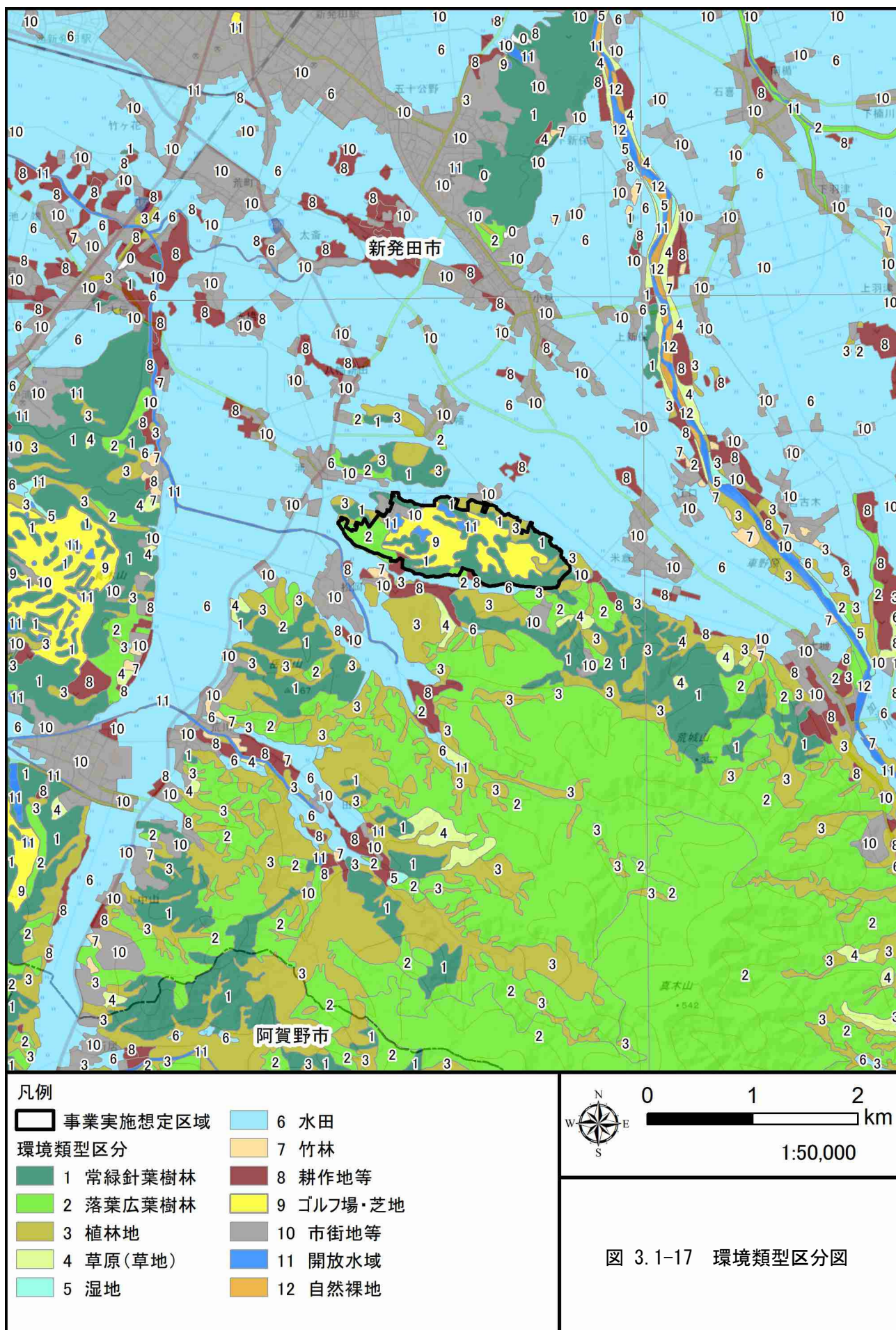
(a) 事業実施想定区域及びその周囲の自然環境の概況及び環境類型区分

事業実施想定区域及びその周囲の自然環境について、図 3.1-13 の現存植生図を踏まえ、表 3.1-30 に示す環境類型に区分した。これを基に作成した環境類型区分図は、図 3.1-17 に示すとおりである。

事業実施想定区域内は主に「ゴルフ場・芝地」及び「常緑針葉樹林」によって構成されており、「開放水域」が点在する。事業実施想定区域の周辺は主に「水田」で構成されており、南側は「落葉広葉樹林」、「植林地」及び「常緑針葉樹林」の分布が多い。

表 3.1-30 環境類型区分一覧

番号	環境類型区分	植生
1	常緑針葉樹林	ユキグニミツバツツジ-アカマツ群集
2	落葉広葉樹林	オオバクロモジ-ミズナラ群落、オクチョウジザクラ-コナラ群落、オニグルミ群落（V）、落葉広葉低木群落、ケヤキ群落（V I）、ハンノキ群落（V I）、ヤナギ高木群落（V I）、ヤナギ低木群落（V I）
3	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、ニセアカシア群落
4	草原（草地）	ササ群落（V）、ススキ群落（V）、伐採跡地群落（V）、ススキ群団（V I）
5	湿地	ヨシクラス
6	水田	水田雑草群落、放棄水田雑草群落
7	竹林	竹林、モウソウチク林
8	耕作地等	牧草地、路傍・空地雑草群落、放棄畑地雑草群落、果樹園、畑雑草群落
9	ゴルフ場・芝	ゴルフ場・芝地
10	市街地等	市街地、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
11	開放水域	開放水域
12	自然裸地	自然裸地



(b) 重要な自然環境のまとまりの場

事業実施想定区域及びその周囲における重要な自然環境のまとまりの場の選定基準は、表 3.1-31 に示すとおりである。

これらの選定基準に基づき、事業実施想定区域及びその周囲の重要な自然環境のまとまりの場を選定した。

表 3.1-31 重要な自然環境のまとまりの場の選定基準

選定基準		カテゴリー
A	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・ 特別天然記念物 (特天) ・ 天然記念物 (天)
	「新潟県文化財保護条例」(昭和 48 年新潟県条例第 33 号)	・ 新潟県天然記念物 (県天)
	「新発田市文化財保護条例」(昭和 46 年新発田市条例第 37 号)	・ 新発田市天然記念物 (市天)
B	「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)	・ 国立公園 (国立) ・ 国定公園 (国定)
	「新潟県立自然公園条例」(昭和 43 年条例第 28 号)	・ 県立自然公園 (県立)
C	「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)	・ 原生自然環境保全地域 (原生) ・ 自然環境保全地域 (自然)
	「新潟県自然環境保全条例」(昭和 48 年条例第 34 号)	・ 自然環境保全地域 (県自) ・ 緑地環境保全地域 (県緑)
D	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/) に基づく重要度の高い湿地(重要湿地)、2026 年 4 月確認	・ 重要湿地
E	「新潟県鳥獣保護区等位置図(新潟県)」(2025 年、新潟県) ※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)	・ 鳥獣保護区
F	「重要野鳥生息地(IBA)」(日本野鳥の会 HP、 https://www.wbsj.org/nature/hogo/others/iba/index.html)、2026 年 4 月確認	・ 重要野鳥生息地 (IBA)
G	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、 http://kba.conservation.or.jp/about.html)、2026 年 4 月確認	・ 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)
H	「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」(環境省自然環境局生物多様性センター、平成 28 年 環生多発 1603312 号)	・ 自然植生 (植生自然度 9・10) (9) (10)

重要な自然環境のまとまりの場の一覧は表 3.1-32 に、重要な自然環境のまとまりの場の分布状況は図 3.1-18 に示すとおりである。なお、重要な自然環境のまとまりの場は、基本的に事業実施想定区域の周囲 300m を含む図 3.1-18 (1) の範囲に含まれる地点を抽出したが、福島潟については重要湿地や重要野鳥生息地（IBA）に指定されている等の重要性を考え、重要な自然環境のまとまりの場とした。

事業実施想定区域周辺には、重要な自然環境のまとまりの場として、新潟県立自然公園、自然環境保全地域、重要湿地、鳥獣保護区、KBA（保護地域内）、KBA（保護地域外）、植生自然度 9 及び植生自然度 10 が分布している。事業実施想定区域内には重要な自然環境のまとまりの場は存在しない。

表 3.1-32 重要な自然環境のまとまりの場の一覧

名称	選定基準 ^{注1}							備考
	B	C	D	E	F	G	H	
福島潟			重要 湿地	鳥獣 保護区	IBA	保護区 域内		重要湿地の選定基準は表 3.1-33 に示すとおり。 KBA（保護区域内）は「佐方・福島潟・瓢湖国指定鳥獣保護区」としての指定。
五頭連峰自然公園地域	県立							第 3 種特別地域
松浦				鳥獣 保護区				－
五十公野公園				鳥獣 保護区				－
越後平野						保護区 域外		「佐方・福島潟・瓢湖国指定鳥獣保護区」が内部に存在する。
中峰自然環境保全地域		県自						保全対象は湿原。 ^{注2}
ハンノキ群落（V I）							9	－
ヤナギ高木群落（V I）							9	－
ヤナギ低木群落（V I）							9	－
ケヤキ群落（V I）							9	－
ヨシクラス							10	－

出典：「中峰自然環境保全地域」（新潟県 HP <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1214413731642.html>）2026 年 4 月確認

注 1 選定基準は、表 3.1-31 に対応する。

注 2 「中峰自然環境保全地域」（新潟県 HP <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1214413731642.html>）にて、「この湿原は、イヌノハナヒゲ類、ミミカキグサ類等を主とする多湿低層湿原ですが、丘陵地斜面に発達するものとして特異な自然環境を形成しており、県下でも希な地域となっています。一帯の湿性植物は、湿原の所々でみられる湧水で生育しており、オオイヌノハナヒゲ、ヨシ、ノハナショウブ、ミミカキグサ、カキラン類のほか、高層湿原の構成種であるヤチスギラン、ミカヅキグサ、キンコウカ等やミズゴケ類も生育しています。」と説明がある。

表 3.1-33 （参考）重要湿地の選定理由等

生息・生育域	生物分類群	選定理由	選定基準 ^注
福島潟	湿地植生	ヨシ群落、マコモ群落、オニバス自生地北限であり、貴重な種が生育している。	2
福島潟とその周辺水田	ガンカモ類	コハクチョウ、ヒシクイ（亜種オオヒシクイ）、マガン、シジュウカラガン、マガモ、コガモの渡来地。	2、4
福島潟のウケクチウグイ生息地	淡水魚類	ウケクチウグイの生息地。	2

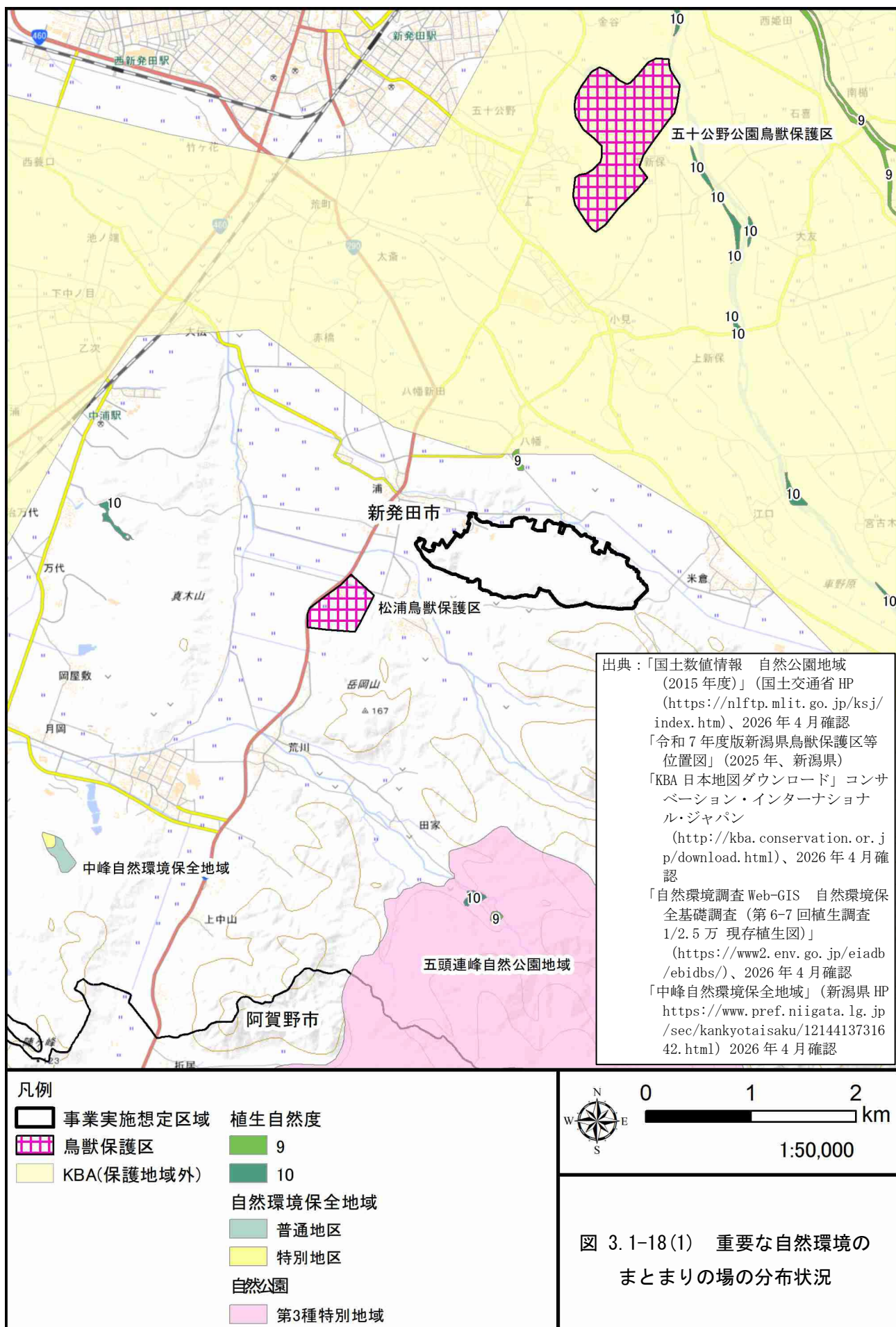
出典：「重要湿地」選定の方法」（環境省 HP https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/sentei.html）2026 年 4 月確認

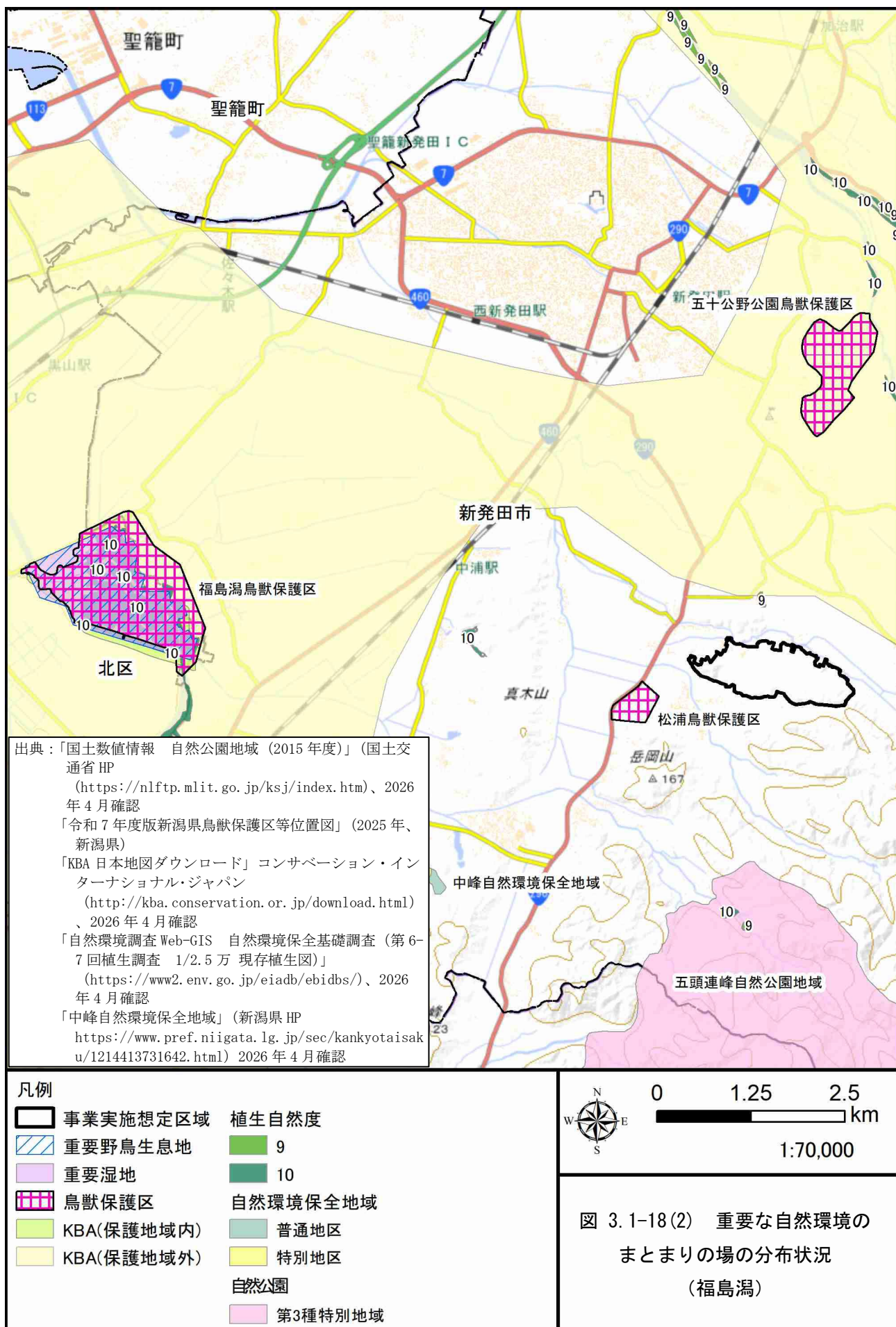
「重要湿地」 No. 222 福島潟及び瓢湖」（環境省 HP

https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/wetland/w222.html）2026 年 4 月確認

注 基準 2：希少種、固有種等が生息・生育している場合

基準 4：特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体群が生息する場合。





3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

(a) 景観資源

事業実施想定区域及びその周囲の景観資源の一覧は表 3.1-34 に、景観資源の位置は図 3.1-19 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、「剣龍峡」、「天王の浜堤」、「新発田城 表門」及び「旧新発田藩下屋敷（清水谷御殿）庭園および五十公野御茶屋庭園」等の 34 か所が存在する。なお、事業実施想定区域内には景観資源は存在しない。

表 3.1-34 景観資源の一覧

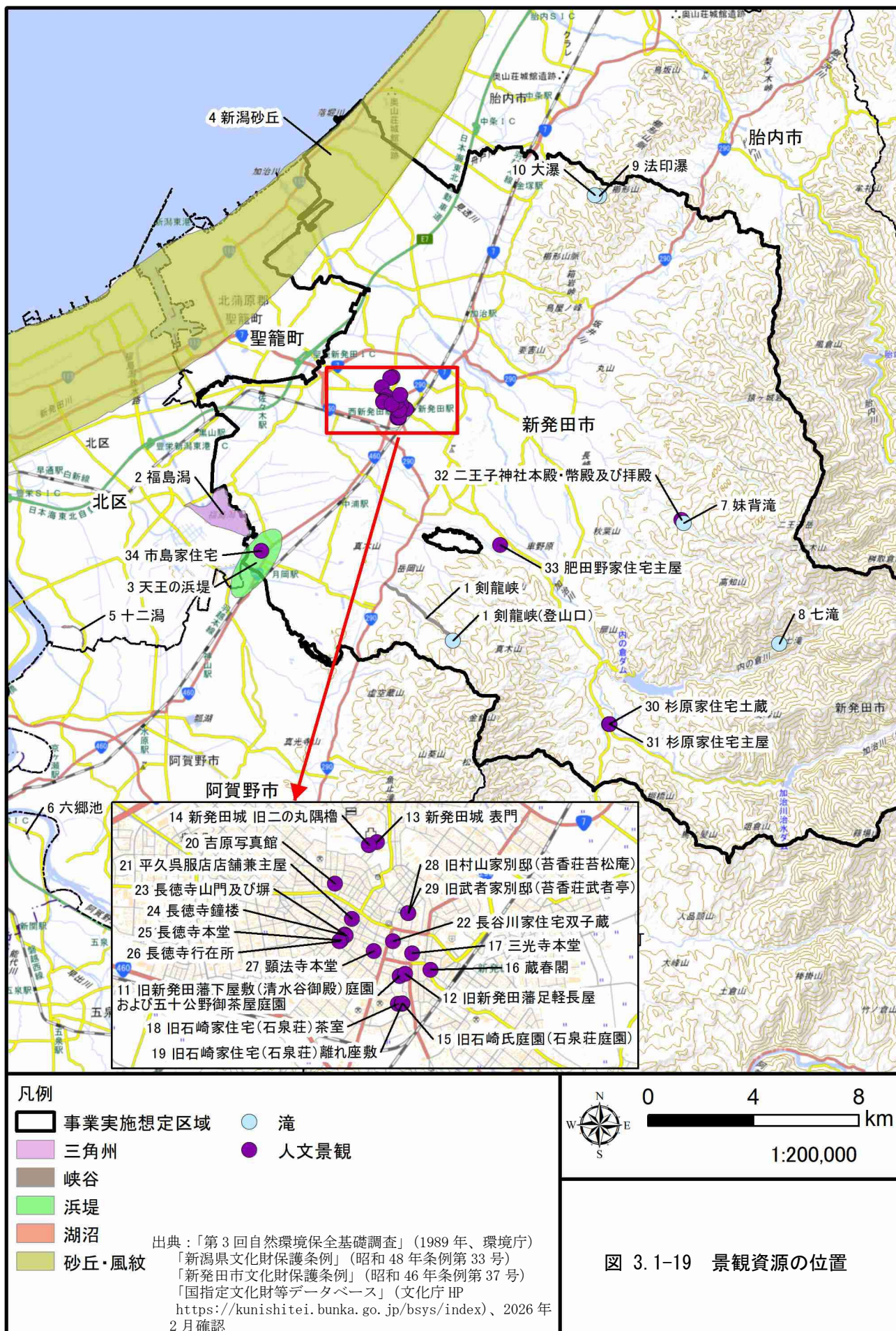
No.	区分	項目	名称
1	自然景観	峡谷	剣龍峡
2		三角州	福島潟
3		浜堤	天王の浜堤
4		砂丘・風紋	新潟砂丘
5		湖沼	十二潟
6		湖沼	六郷池
7		滝	妹背滝
8		滝	七滝
9		滝	法印瀑
10		滝	大瀑
11	人文景観	史跡名勝天然記念物	旧新発田藩下屋敷（清水谷御殿）庭園および五十公野御茶屋庭園
12		国宝・重要文化財（建造物）	旧新発田藩足輕長屋
13		国宝・重要文化財（建造物）	新発田城 表門
14		国宝・重要文化財（建造物）	新発田城 旧二の丸隅櫓
15		登録記念物	旧石崎氏庭園（石泉荘庭園）
16		登録有形文化財（建造物）	蔵春閣
17		登録有形文化財（建造物）	三光寺本堂
18		登録有形文化財（建造物）	旧石崎家住宅（石泉荘）茶室
19		登録有形文化財（建造物）	旧石崎家住宅（石泉荘）離れ座敷
20		登録有形文化財（建造物）	吉原写真館
21		登録有形文化財（建造物）	平久呉服店店舗兼主屋
22		登録有形文化財（建造物）	長谷川家住宅双子蔵
23		登録有形文化財（建造物）	長徳寺山門及び堀
24		登録有形文化財（建造物）	長徳寺鐘楼
25		登録有形文化財（建造物）	長徳寺本堂
26		登録有形文化財（建造物）	長徳寺行在所
27		登録有形文化財（建造物）	顕法寺本堂
28		登録有形文化財（建造物）	旧村山家別邸（苔香荘苔松庵）
29		登録有形文化財（建造物）	旧武者家別邸（苔香荘武者亭）
30		登録有形文化財（建造物）	杉原家住宅土蔵
31		登録有形文化財（建造物）	杉原家住宅主屋
32		登録有形文化財（建造物）	二王子神社本殿・幣殿及び拝殿
33		登録有形文化財（建造物）	肥田野家住宅主屋
34		県指定文化財（建造物）	市島家住宅

注 自然景観資源分類名については、出典の記載に基づき、自然景観のみに記載した。

出典：「第3回自然環境保全基礎調査」（1989年、環境庁）

「新潟県文化財保護条例」（昭和48年条例第33号）

「新発田市文化財保護条例」（昭和46年条例第37号）「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>）、2026年2月確認



(b) 主要な眺望点

事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点の概況は表 3.1-35 に、主要な眺望点の位置は図 3.1-20 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、「穴マクリ展望台」、「花ノ木平登山口」、「下藤沢」、及び「焼山」が存在する。なお、事業実施想定区域内には主要な眺望点は存在しない。

表 3.1-35 主要な眺望点の概況

No	名称	概況	出典
①	穴マクリ展望台	正面の眼下には、内の倉ダムが見えて、背後には焼峰山、二王子岳がそびえ、その奥には飯豊連峰も眺望できる。右手上方面には、俎倉（マナイタクラ）山や蒜場（ヒルバ）山等も眺められる。焼山の頂上からの眺望とは、また一味違った眺めである。	2, 3
②	花ノ木平登山口	隣接する北側の松岡集落との境界線で、広域林道南部線沿いに位置し、登山口前の林道広場には耐松喰い虫用の千年松が植樹されている。この登り口より下藤沢まで 40 分は要する。この場所より 50m 下った地点には、日本海が眺望できる竣工記念碑の展望台も設けられている。	1, 2, 3
③	焼山（ヤケヤマ）	スズメノロ（グチ）から広葉樹林帯を 30 分も歩くと、最後の急な木道階段を上りきって、峰沿いに出る。やがて、標高 540m の焼山の頂に着くと、360 度のパノラマが開けてくる。晴れた日には、日本海が一望でき、北に朝日連峰、その左手奥には鳥海山（冬期）、更に北東には、北股岳、御西岳、飯豊山、大日岳の飯豊連峰、その山並みの手前には二王子岳、南方には、眼前に五頭連峰の金鉢山がどっしりと構えている。	1, 2, 3, 6
④	下藤沢（シモトゾウ）	平たんな花ノ木平を 45 分程の歩を進めると、下藤沢の展望台に着く。眼前の真下には新発田の市街地、遠くには、大峰山、晴れた日には日本海や粟島も望むことができる。ここから一気に下れば、15 分ほどで、終着の広域林道の南部線沿いの道路、花ノ木平登山口に出る。この周辺には春先になると、林間にヤマボウシやホウノキの白い花、クマノミズキ、ヤマアジサイの花も見頃になっている。	2, 3
⑤	二王子岳	新発田市の山岳観光の中でも毎年約 1 万人の登山者があり、一番人気があり、残雪や新緑、紅葉の時期には特にその景観がすばらしく、山頂からは飯豊連峰と越後平野を一望し、遠く日本海まで望むことができる。	1, 4
⑥	櫛形山脈	越後平野の北東部に位置する櫛形山脈は、ともに飯豊連峰を源流とする、新発田市を流れる加治川と胎内市を流れる胎内川に両端を分断されているため、全長わずか 13.5km、最高峰は櫛形山の標高 568m、平均標高が 300m にも満たない「日本一小さな山脈」として知られている。各展望台から望む飯豊連峰・朝日連峰の壮大な景観、田園風景の広がる越後平野と日本海に浮かぶ佐渡島はまさに絶景である。	7

出典 1 「にいがた観光ナビ」公益社団法人 新潟県観光協会 HP <https://niigata-kankou.or.jp/>

出典 2 「しばた観光ガイド」新発田市観光協会 HP <https://shibata-info.jp/>

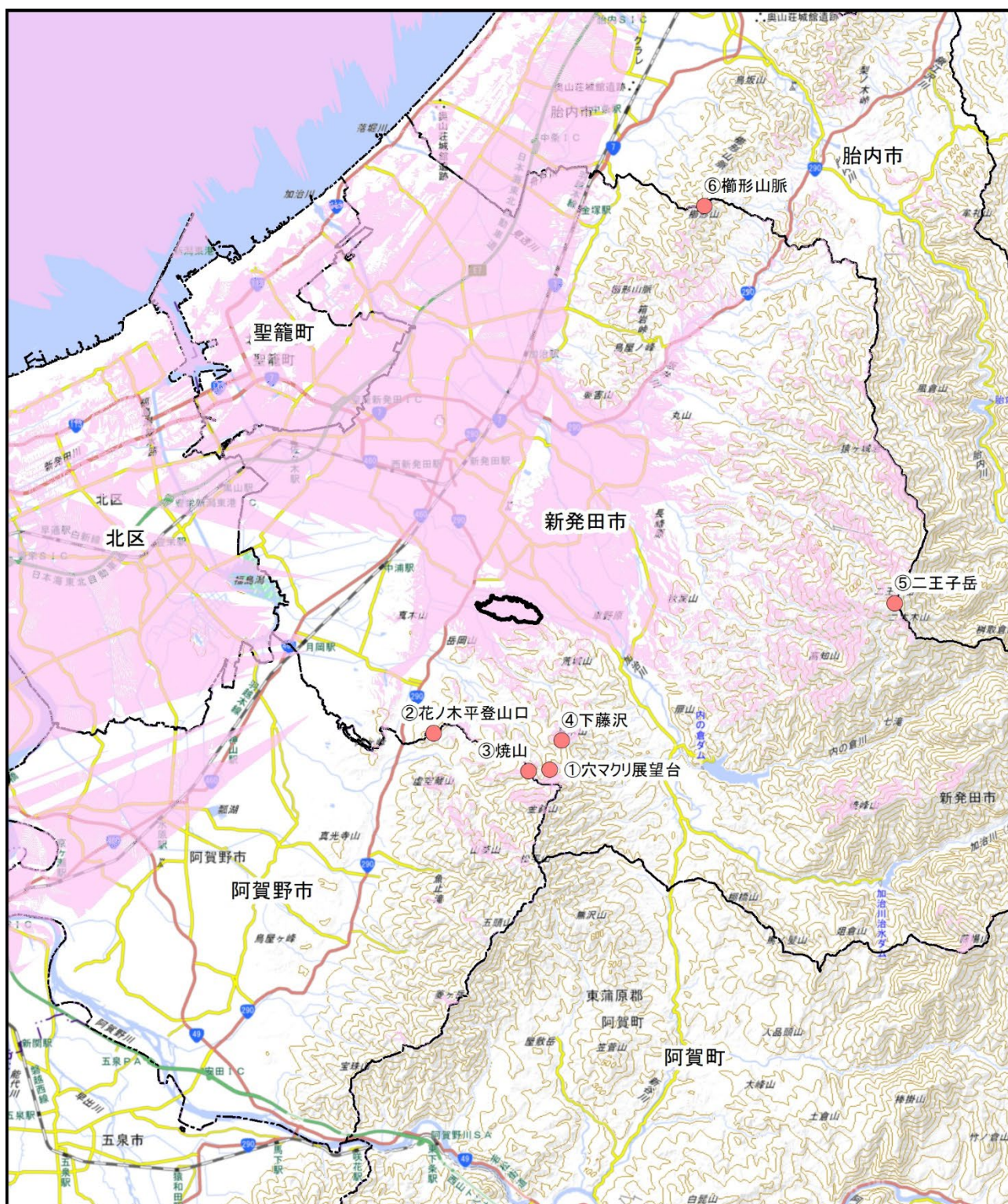
出典 3 「荒川剣龍峡登山道ルートマップ」（新発田市 HP <https://www.city.shibata.lg.jp/kanko/yama/1005147.html>）

出典 4 「Discover map～魅力発見マップ～」(新潟県 HP <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shibata/20230327discovermap.html>)

出典 5 「観光情報」（新発田市 HP <https://www.city.shibata.lg.jp/kanko/index.html>）

出典 6 荒川剣龍峡・荒川集落 HP <https://myarakawastyle.localinfo.jp/>

出典 7 櫛形エリア観光ガイド（新発田市 HP <https://www.city.shibata.lg.jp/kanko/yama/1005151.html>）



凡例

- 事業実施想定区域
- 主要な眺望点
- 可視領域

※ 国土地理院の基盤地図情報（10m 標高メッシュ）を用いて、事業実施想定区域内に発生させた 100m メッシュの各交点（高さ：4m と仮定）が確認できる範囲を示す可視領域範囲を作成した。なお、建物や樹木等は考慮していない。
 ※ 主要な眺望点の選定対象範囲としては、新発田市のみを対象とした。

出典：表 3.1-35 に示すとおりである。

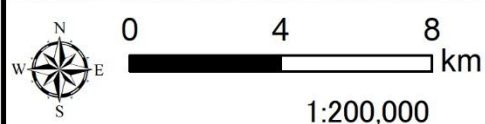


図 3.1-20 主要な眺望点の位置

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の概況は表 3.1-36 に、位置は図 3.1-21 に示すとおりである。

事業実施想定区域内には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

表 3.1-36 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の概況

No	名称	概況	出典
①	滝谷森林公園	新潟市から北へ約 30km、県北部の中心である城下町新発田市の南部を約 20km 登った大自然の中にあり、一度に山と川を楽しめる恵まれた自然環境が最大の魅力である。公園の横を流れる加治川は清らかで水遊びや鉱石探しが楽しめ、園内にも水遊びができる人工の小川が流れている。季節の草花が咲く緑の大地を、森林浴を兼ねて散策すれば心も体も癒され、空気が澄んでいるので夜空の美しさも格別で、川のせせらぎを聞きながらロマンチックなひとときを過ごすことができる。	2, 4
②	真木山中央公園	芝生広場やじゃぶじゃぶ池がある「ピクニックひろば」、複合遊具がある「ちびっこひろば」、アスレチックや小型ローラースライダーなどがある「わんぱく冒険の森」、ゲートボール場や休憩所がある「ふれあい交流ひろば」がある。	4
③	荒川剣龍峡	五頭県立自然公園の北端に位置する「剣龍峡」には巨大な石畳の岩石があり、その岩間を流れる清流、鬱蒼とした杉木立や広葉樹が存在する。シーズンともなると多くのハイカーで賑わい、一服の清涼剤ともなっている。紅葉の 10 月下旬～11 月上旬、夏とはまた違った剣龍峡を楽しめる。	2, 3, 5
④	紫雲寺記念公園	昭和天皇の在位 60 年を記念する事業の一環として整備された健康運動公園で、82.42ha を誇る公園敷地は、「自然観察・研究」、「文化交流と憩い」、「健康運動」、「海岸森林浴と憩い」、「海水浴・親水」をテーマにした、5 つのエリアに区分されている。それぞれのエリアで、海水浴や温泉、バードウォッチングといった、趣の異なる様々なレジャー施設を楽しむことができる。	2, 6
⑤	五十公野公園	アスレックスや釣りが楽しめる「升潟」で、300 品種 60 万本のあやめ（花菖蒲）が咲く「あやめ園」など子供から大人まで楽しめる公園である。春は「升潟」を囲うようにして咲いている桜など花見スポットとして最適の場所となっている。夏は「あやめ園」にあやめ（花菖蒲）が見頃を迎え、同時に「しばたあやめまつり」も開催され、多くの観光客が訪れる。秋は五十公野公園を囲う山々の紅葉が見頃となり、冬は白鳥が「升潟」に飛来する。春夏秋冬いつの季節も堪能できる公園となっている。	1, 2, 4
⑥	奉先堂公園	公園内には、国の名勝に指定されている「五十公野御茶屋庭園」や藩主の別邸であった「御茶屋」がある。この庭園は四代藩主 溝口重雄の時に幕府茶道方の縣宗知（あがたそうち）を招き造られた回遊式日本庭園で「日本の歴史公園 100 選」に選ばれている。	2

出典 1 「にいがた観光ナビ」公益社団法人 新潟県観光協会 HP <https://niigata-kankou.or.jp/>

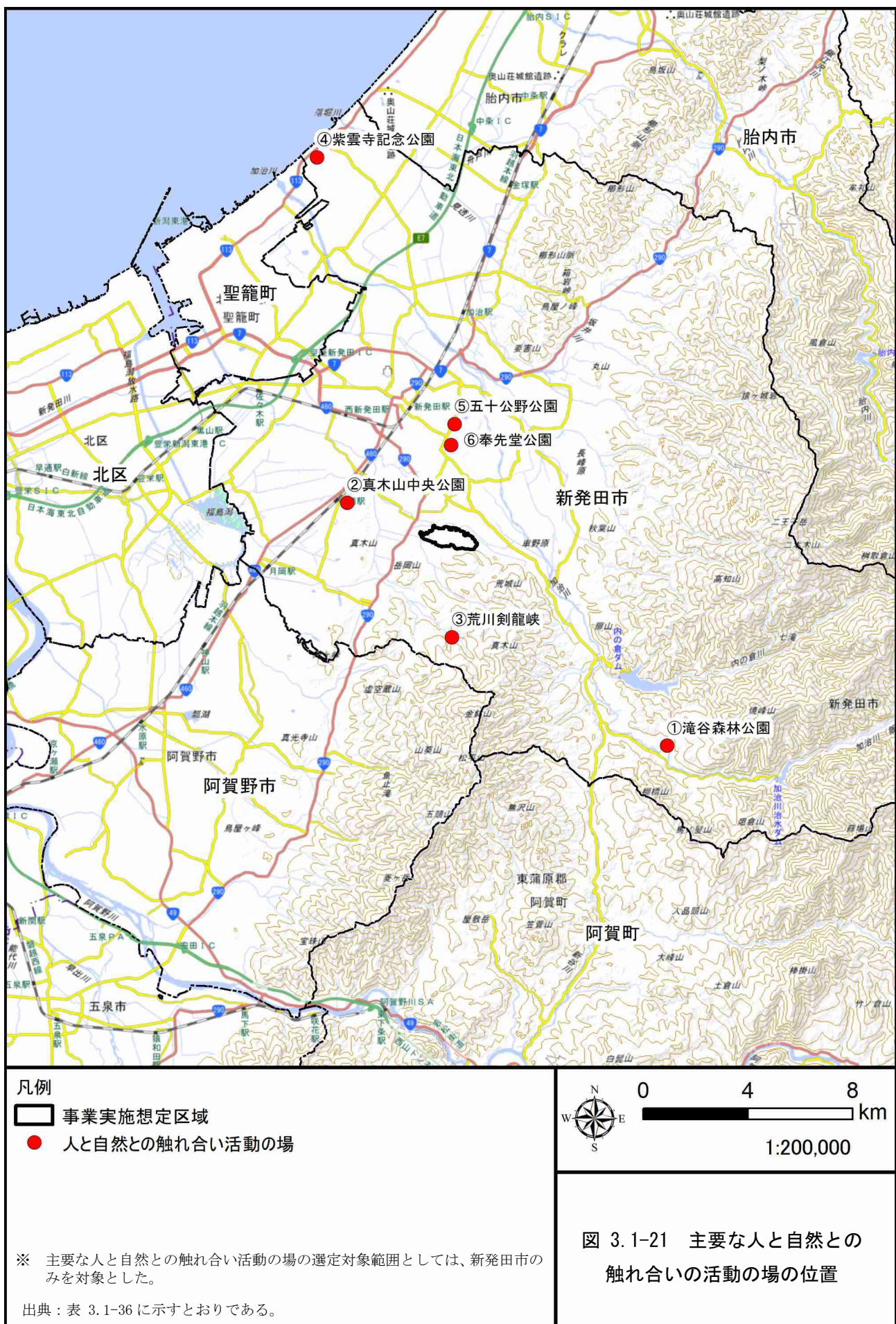
出典 2 「しばた観光ガイド」新発田市観光協会 HP <https://shibata-info.jp/>

出典 3 「荒川剣龍峡登山道ルートマップ」（新発田市 HP <https://www.city.shibata.lg.jp/kanko/yama/1005147.html>）

出典 4 「観光情報」（新発田市 HP <https://www.city.shibata.lg.jp/kanko/index.html>）

出典 5 荒川剣龍峡・荒川集落 HP <https://myarakawastyle.localinfo.jp/>

出典 6 「スポーツ・公園」（新潟県 HP: <https://www.pref.niigata.lg.jp/life/6/26/>）



3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

(1) 空間線量率の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、新発田地域振興局では空間線量率を定期的に測定している。新発田地域振興局では空間放射線量率（nGy/h）の定期的な測定が行われているため、参考として情報を整理した。

新発田地域振興局における月別空間線量率は、表 3.1-37 に示すとおりである。また、新発田地域振興局における月別空間線量率の最大値及び最小値の推移は、図 3.1-22 に示すとおりである。

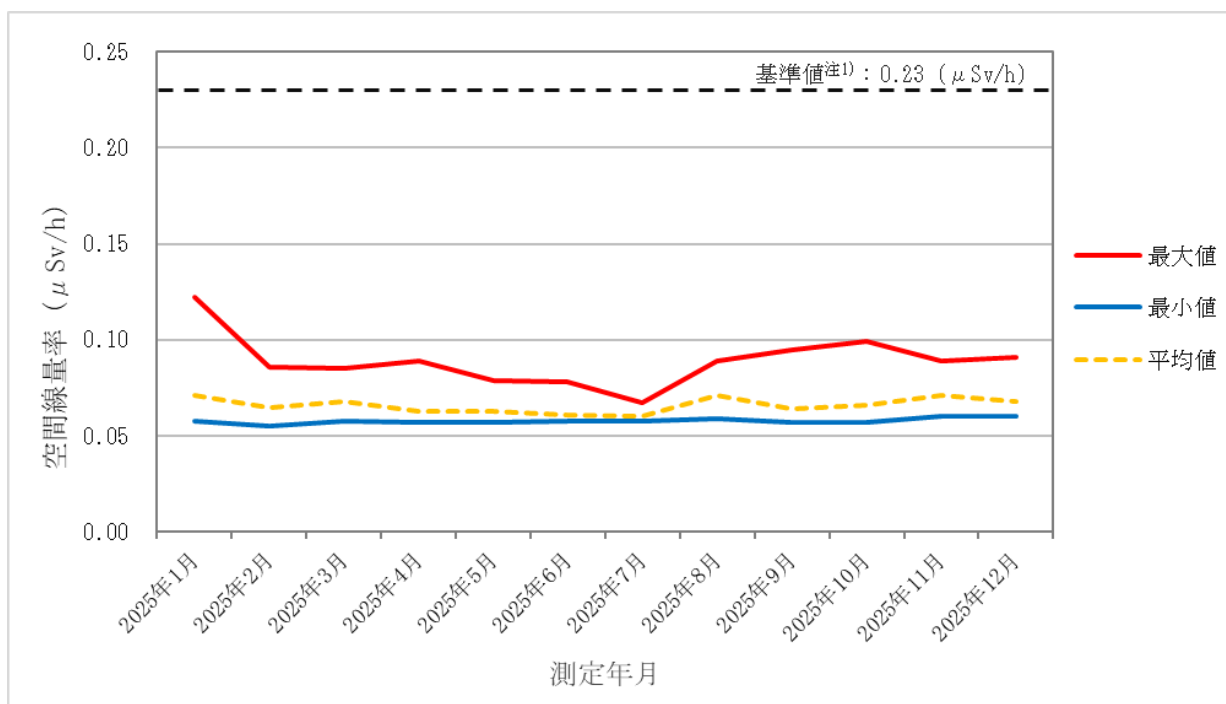
新発田地域振興局における空間線量率の月平均値は 0.060～0.071 μ Sv/h で推移しており、最大でも 2025 年 1 月の 0.122 μ Sv/h である。この値は、「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である 0.23 μ Sv/h を下回っている。

表 3.1-37 新発田地域振興局における月別空間線量率

測定年月	測定結果の換算値（ μ Sv/h） ^{注1)}		
	最大値	最小値	平均値
2025 年 1 月	0.122	0.058	0.071
2025 年 2 月	0.086	0.055	0.065
2025 年 3 月	0.085	0.058	0.068
2025 年 4 月	0.089	0.057	0.063
2025 年 5 月	0.079	0.057	0.063
2025 年 6 月	0.078	0.058	0.061
2025 年 7 月	0.067	0.058	0.060
2025 年 8 月	0.089	0.059	0.071
2025 年 9 月	0.095	0.057	0.064
2025 年 10 月	0.099	0.057	0.066
2025 年 11 月	0.089	0.060	0.071
2025 年 12 月	0.091	0.060	0.068

注1) 出典元での単位は「nGy/h(ナノグレイ毎時)」であったが、「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である 0.23 μ Sv/h と比較することから「 μ Sv/h (マイクロシーベルト毎時)」に換算した。

出典:「環境放射能・放射線データベース」(原子力規制委員会 HP <https://www.nra.go.jp/activity/monitoring/koukaisite.html>)、2026 年 3 月確認



注 1) 「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である $0.23 \mu\text{Sv/h}$ については、「除染関係ガイドライン 平成 25 年 5 月第 2 版 (2018 年 3 月追補)」より引用した。

図 3.1-22 新発田地域振興局における月別空間線量率の最大値及び最小値の推移